

第3章 米 国

内国民待遇	87
(1) 港湾維持税	89
(2) 1920年商船法（ジョーンズ法）	89
数量制限	89
(1) 輸出管理制度	89
(2) 丸太の輸出規制	90
関税	90
(1) 関税構造	90
(2) 時計の関税算定方法	91
アンチ・ダンピング	91
(1) バード修正条項（DS217/DS234）	92
(2) ゼロイング方式による不当なダンピング認定	92
(3) 日本製熱延鋼板に対するAD措置（DS184）	95
(4) 不当に長期にわたるAD措置の継続（サンセット・レビューの運用）	95
(5) 日本製厚板に対するAD措置	96
補助金・相殺措置	97
(1) 2018年農業法	97
(2) 電気自動車税制優遇措置	99
セーフガード	99
太陽電池・大型洗濯機セーフガード	99
原産地規則	100
時計の原産地表示規則	100
基準・認証制度	101
(1) 自動車ラベリング法	101
(2) CAFE（企業平均燃費）規制	101
サービス貿易	101
(1) 外国投資・国家安全保障法（旧エクソン・フロリオ条項）・外国投資リスク審査現代化	101
(2) 金融	103
(3) 電気通信	104
知的財産	105
(1) 商標制度（オムニバス法第211条）	105

(2) 著作権制度	105
政府調達	105
パイ・アメリカン関連ルール	105
一方的措置・域外適用	107
(1) 1974年通商法301条及び関連規定	107
(2) 1962年通商拡大法第232条	109
(3) スペシャル301条(1988年包括通商競争力法第1303条によって改正された 1974年通商法第182条)	112
(4) 再輸出管理制度	113
その他	114
酒類容器の容量規制	114

内国民待遇

(1) 港湾維持税

米国は、米国内の港湾を利用する者（荷主）に対し、貨物（輸出入及び一部国内貨物）の 0.125%（1990年までは 0.04%）にあたる従価税を賦課する制度を 1987 年から実施している。

本制度においては、輸入品については、関税と同時に徴収されているため捕捉率が高いが、輸出品及び国内貨物については、四半期ごとに船主又は輸出者により自主的に納入されることとなっており、捕捉率が低い。また、国内貨物の一部（①四半期当たり 1 万ドル以下の支払い、②アラスカ・ハワイその他の属領との交通、③魚類の荷揚げ等）については免除が認められているが、輸入品には免除は認められていない。

本制度は、WTO 協定上、輸入品への従価税の形式をとっているため、関税譲許表に記されている以上の税を輸入に際して課していることになることから GATT 第 2 条（関税譲許）、輸出品と輸入品との間の捕捉率の違いや免除の有無の点で GATT 第 3 条（内国民待遇）、港湾等の維持の費用以上に手数料を徴収していると考えられることから GATT 第 8 条（輸出入に関連する費用）に違反する可能性がある等の問題点がある。

詳細は 2016 年版不公正貿易報告書 111 頁参照

(2) 1920年商船法（ジョーンズ法）

<措置の概要>

米国政府は、本法に基づき、米国内の旅客・貨物輸送について、(i) 米国造船所で建造された、(ii) 米国籍の、(iii) 米国民所有で、(iv) 米国人船員の乗り組む船舶によるもののみを認めている。結果として外国製船舶の輸入が阻害されることとなる。

2022年12月23日、ジョーンズ法の適用除外に関して変更を加える法律が成立。主要な変更点は、①ジョーンズ法の適用除外を判断する際、米国船舶の稼働率を訴求的に調査することが禁止された点、②国土安全保障省（Department of Homeland Security）ではなく大統領に対して、ジョーンズ

法の適用除外を単独で判断する権限が付与された点、及び③ジョーンズ法の適用除外に関する情報の透明性及び伝達性の向上が求められた点、の3点。

<国際ルール上の問題点>

本法は、GATT 第 3 条（内国の課税及び規則に関する内国民待遇）及び第 11 条（数量制限の一般的禁止）に違反すると考えられるが、GATT の暫定的適用に関する特則により、米国は本法を維持してきた。ウルグアイ・ラウンド交渉では、米国以外の加盟国は上記特則が GATT では引き継がれない点を受け入れたが、米国が上記特則の内容の維持を主張したため、最終的に 1994 年の関税及び貿易に関する一般協定（1994 年 GATT）の paragraph 3(a) に例外条項が置かれ、引き続き米国は本法を維持した。しかしながら、WTO の基本原則に照らせば、本法は、内国民待遇及び数量制限の一般的禁止の観点で問題がある。

数量制限

(1) 輸出管理制度

*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

米国では、「1979年輸出管理法」に基づき、安全保障上の理由がある場合、及び外交政策上の理由がある場合、国内での供給不足の場合に、一方的に輸出制限等の措置を発動してきた。例えば、1973 年の大豆・同製品の輸出禁止・制限や、1974 年、1975 年及び 1980 年のソ連、ポーランドに対する小麦の輸出規制等は、関係国に大きな影響を与えた。2001年8月、同法は失効し、現在は国際的緊急事態において輸出管理等の経済的措置に係る特別の権限を大統領に授与する「国際緊急経済権限法」に基づき、輸出管理が実施されている。

<懸念点>

ウルグアイ・ラウンド合意により、農産品の輸入に関しては関税以外の国境措置を原則として関税に置き換え、削減することになった。これに比べ、農業協定第 12 条における輸出禁止・輸出規制に対する規律は、緩やかなも

のとなっており、透明性、予見性、安定性に欠けている。上記の措置は、国際ルールとの直接の抵触はないが、貿易歪曲性を有するばかりではなく、輸入国の安定的な食料輸入を阻害することから、食料安全保障を確保する上でも問題がある。

<最近の動き>

我が国は、WTO 農業交渉において、輸出入国間の権利・義務バランスの回復、及び食料安全保障の観点から、輸出禁止・制限措置の原則輸出税化等の規律の強化が必要である旨を日本提案に盛り込み、交渉を行っている。2008年12月の農業のモダリティ議長案では、農業協定第12条第1項の輸出禁止及び制限に係る規律を一部強化する案が示された。その後も、農業交渉会合、各国との二国間協議をはじめとする様々な機会をとらえ、輸出禁止・制限に対する規律強化の主張を展開しており、2018年も輸出禁止・制限の実態を分析し、各国に説明した。

(2) 丸太の輸出規制

<措置の概要>

米国は、マダラフクロウ等の保護を目的とした森林伐採規制により、丸太の国内需給が逼迫したことから、1990年に発効した「Forest Resources Conservation and Shortage Relief Act of 1990 (1990年森林資源保全及び不足緩和法)」に基づく丸太輸出規制を開始し、現在、アラスカ・ハワイを除く西経100度以西の連邦所有林・州有林からの丸太輸出が禁止されている状態にある。ただし、政府が一定数量に限り、国内加工業者が活用しない余剰材として認定した場合には輸出可能としている。

<国際ルール上の問題点>

米国は、本措置について、有限天然資源の保存に関する措置(GATT第20条(g))等に該当し、数量制限の一般的禁止を定めたGATT第11条の例外として認められるとしている。しかし、本措置は、米国内の丸太取引が規制されていない中での丸太の輸出規制であるため、GATT第20条(g)では正当化されず、GATT第11条に違反する可能性がある。

<最近の動き>

上記措置については、引き続き、マルチ、パイなどの場を通じて今後は正をはたらきかけていく。

関 税

(1) 関税構造

*本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。関税、関税率、譲許率、譲許税率の定義は、第5章1を参照。

<措置の概要>

関税法(Tariff Act of 1930)、税関近代化法及び関連法規において、一般税率(NTR税率)、特別税率(FTA、GSPなど特惠税率)、法定税率(特定国に対する税率)及び特殊関税(相殺関税、アンチ・ダンピング関税)などが規定されている。対日輸入適用税率には、MFN税率又は日米貿易協定税率等が適用される。また、輸出を前提として輸入される物品などに対する関税優遇措置(関税払戻制度、関税減免措置)がある。

米国の2021年時点の非農産品の単純平均譲許税率は3.2%であるが、履物(最高48%)、ガラス製品(最高38%)、アパレル製品(最高32%)、陶磁器(最高28%)、毛織物(最高25%)、トラック(25%)、皮革製品など(20%)、綿織物(16.5%)、チタン(15%)等の高い譲許税率が存在する。特にトラックについては、輸入車が国産車に比して著しく厳しい競争条件の下に置かれているため、我が国としてもその引き下げに強い関心を有している。なお、非農産品の譲許率は100%であり、2021年時点の非農産品の単純平均実行関税率は3.1%であった。

<懸念点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限りWTO協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済厚生を高めるというWTO協定の精神に照らし、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

<最近の動き>

IT製品の市場アクセス拡大の促進に向けて、2015年12月に妥結されたITA拡大交渉し(詳細は、第II部第5

章 2. (2) ITA (情報技術協定) 交渉を参照) について、米国は、2016 年 7 月から対象品目201品目の関税撤廃を開始した。例えば、高関税品目としては、マイクロフォン等の部分品 (8.5%)、双眼顕微鏡 (7.2%)、フォトレジスト (6.5%) 等が挙げられる。これらを含む全対象品目の関税が2019 年 7 月までに撤廃された。日米貿易協定は 2018 年 9 月の首脳会談において発出された日米共同声明に基づき、2019 年 4 月から閣僚間の交渉が開始され、同年 9 月に最終合意がなされた。具体的には、日本は有税工業品を譲許せず、米国は鉱工業品の一部について、関税の即時又は段階的撤廃、削減することに合意した。同年 10 月に本合意内容で署名し、同年 12 月に公布及び告示し、2020 年 1 月に発効した。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた措置については、「一方的措置・域外適用」の (1) <最近の動き>①を参照。

(2) 時計の関税算定方法

<措置の概要>

米国の時計完成品の関税算定方法は、諸外国には類を見ない独自のルールを採用し、部品ごとに関税額を計算し、合算することとなっている。このため、関税算定方法が複雑・不透明であり、煩雑な貿易手続となっている。

例えば腕時計の場合、税額を i) ムーブメント、ii) ケース (外装)、iii) ストラップ・バンド・ブレスレット、iv) バッテリーと個別に計算し、合算することになっている。完成品である腕時計を単体の製品として見る関税分類 (8 桁) に対する関税率は設定していない。

また、これらの完成品構成部品は米国の 91 類関税率表で Statistical Notes により Statistical Suffix として HS コード 9 桁目・10 桁目が一方的に制定され、それに従うことが求められている。

当該ルールは、米国時計産業を保護する観点から制定されたという背景があり、輸入業者や消費者のためにも、規則を簡素化すべきとの意見も存在する。

<国際ルール上の問題点>

このような関税率の設定自体は、米国の譲許表に

沿ったものであり、WTO 協定に違反するものではない。しかし、複雑な関税算定方法や HS コードの独自設定は貿易事業者に過度の負担を強いており、円滑な貿易を推進する上で障壁となっている。また、米国の算定方法は、現在ごく僅かしか流通していない機械式時計を前提として、電気駆動式時計にも拡大適用されたものであり、流通実態を反映していない。

2002 年及び 2003 年の「日米規制改革イニシアティブ」において、本問題を議論し、2004 年 6 月に公表された報告書では、「米国政府は、時計の関税率算定方法及び原産地表示規制についての日本国政府の懸念を認識している。米国政府は、米国の関税制度の見直し及び原産地表示規制の見直しに関する日本国政府の立場並びに WTO で行われている議論を十分に考慮した上で、日本国政府との議論を継続する」旨日米両首脳に報告したとされたが、実態として何も改善されていない。

<最近の動き>

我が国は、2002 年から今日に至るまで、「日米規制改革イニシアティブ」や「日米貿易フォーラム」、WTO における TPR 対米審査など、様々な場面・機会において改善・解決を求め続けてきたが、未だ解決に至っていない。米国においても、国内業者はアジアに製造委託しているため、我が国と同じ問題に直面していると推察できる。円滑な貿易を推進するためにも、今後とも引き続き米国に対して改善を求めていく。

なお、日本も交渉に参加していた環太平洋パートナーシップ (TPP 協定) において、2015 年の大筋合意により、腕時計に係る米国の関税は発効後即時撤廃される見通しとなっていたが、米国が TPP 協定からの離脱を表明し、2020 年 1 月に合意された日米貿易協定においても米国の関税撤廃対象品目とならなかったため、本件は引き続き、課題として残ることとなった。

アンチ・ダンピング

米国は、AD 措置の伝統的なユーザーであり、1995 年以降に発動した AD 措置は 615 件であり (2022 年 6 月 30 日時点)、先進国の中では WTO 加盟国で最多である¹。

米国の AD 措置は、調査当局による情報開示が積極的

¹ https://www.wto.org/english/tratop_e/adp_e/AD_MeasuresByRepMem.pdf

に行われているため、制度の透明性が高い²。このことにより、米国では、各利害関係者が調査の進捗や問題点を把握することを容易にし、利害関係者が自己の利益の擁護のため、意見・反論を提出する機会が確保されている。

一方、米国は、AD 措置の運用そのものに関しては、一方的・保護主義的な側面も見受けられる。WTO 発足以降、WTO 紛争解決手続に基づき協議要請がされた AD 関連の事案は 142 件あるが、そのうち 62 件が米国の AD 措置を対象にしたものである³。今後も、米国の AD 措置の協定整合性を注視し、協定整合性の疑いがある措置の是正を求めていくことが重要である。

我が国は、米国の AD 措置の問題点として、バード修正条項、ゼロイング方式による不当なダンピング認定、長期にわたる AD 措置の継続（サンセット・レビューの運用）等、多くの問題に関して改善を求めてきた。ここでは、最近の主な事案について説明する。

（１）バード修正条項（DS217/DS234）

バード修正条項は、輸入品に対する AD 税・相殺関税の賦課により米国政府が徴収した税額を、当該 AD・相殺関税賦課措置を申立て・支持した米国内の生産者等に分配する法律であり、AD 措置及び相殺措置の保護貿易効果を拡大させるとともに、AD 措置及び相殺措置の申請を増加させる効果を有するものであったことから、2000 年 12 月、我が国は EU 等とともに米国に対し WTO 協議要請を行った。

2002 年 9 月、AD 協定及び補助金協定違反を認定するパネル報告書が発出され、これに対する米国の上訴を経て、2003 年 1 月、上級委員会も同協定違反を認定する報告書を出した。

しかし、米国が 2003 年 12 月末の履行期限までに勧告を履行しなかったため、2004 年 1 月、我が国等は DSB に対抗措置の承認申請を行い、当該対抗措置の規模に関する仲裁手続を経て、2005 年 9 月に我が国は対抗措置を発動した。

その後米国は、2006 年 2 月、バード修正条項の廃止を定める 2005 年赤字削減法を成立させたが、同法は、2007 年 10 月 1 日まで同条項を維持し、同日より前に

通関された物品について徴収された金額は、その後も引き続き分配を行うことを内容とするものであった。

そのため我が国は、2006 年より 2013 年に至るまで対抗措置を延長したが、その後、分配額が僅少だったことから、2014 年以降、対抗措置を延長せずその権利を留保している。

今後も、2007 年 10 月 1 日より前に通関した物品についての徴収額の分配が継続する可能性があるため、米国による分配額等を踏まえつつ対抗措置を検討するとともに、引き続き米国に対し、同条項に基づく分配を速やかに停止し、WTO 協定違反の状態を完全に解消するよう強く求めていく⁴。詳細は 2017 年版不公正貿易報告書 70-72 頁参照。

（２）ゼロイング方式による不当なダンピング認定

<措置の概要>

米国では、ある製品のモデルごと又は輸出取引ごとの輸出価格が国内価格より高い（ダンピングしていない）場合、加重平均値を算出する際にこの差を「ゼロ」とみなし、ダンピング・マージンを人為的に高く算出する方法が用いられてきた（図表 I - 3 - 1 参照）。これをゼロイングという。

<国際ルール上の問題点>

ゼロイングについては、2001 年 3 月、EU によるインド製ベッドリネンに対する AD 措置の事案（DS141）において、上級委員会により、輸出価格の加重平均と正常価額の加重平均を比較してダンピング・マージンを算出する際（いわゆる W-W 方式）にゼロイング方式を用いることが WTO 協定不整合と判断された。しかし、米国は、ゼロイング方式が WTO 協定違反であると認定されたのは、当該個別のケースに限られ（as applied）、ゼロイング方式そのもの（as such）が WTO 協定違反とされたものではないとの立場をとり、引き続きゼロイング方式を適用していた。

そのため、ベアリング産業をはじめとする我が国産業は、ゼロイングを用いて算出された税率で AD 課税を受けてきた。そこで、我が国は、2004 年 11 月、日本製鉄鋼厚板やボール・ベアリングをはじめとする 13 件の AD 措

² 例えば、米国商務省のウェブページ（<http://trade.gov/enforcement/operations/>）では、AD 調査に関する法令、マニュアル、質問状のひな形などが公表されている。国際貿易委員会のウェブページ（https://www.usitc.gov/trade_remedy/731_ad_701_cvd/investigations.htm）でも、同様の資料が公表されている。

³ WTO ウェブページ参照（https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/dispu_agreements_index_e.htm?id=A6#）

⁴ <https://www.cbp.gov/trade/priority-issues/adcvd/continued-dumping-and-subsidy-offset-act-cdsoa-2000>

置における米国のゼロイング方式の適用及びゼロイング方式それ自体等が WTO 協定違反であるとして、米国に対する WTO 協議要請を行い (DS322)、さらに 2005 年 2 月にパネル設置を要請した。2007 年 1 月、上級委員会は、我が国の主張を全面的に受け入れ、次のような判断を行った。

①初回調査におけるゼロイング方式の適用 (as such)

ダンピング及びダンピング・マージンは、個々の取引ではなく調査対象産品全体との関係で認定されるのであり、正常価額と輸出価格の比較の全体を考慮しなければならないとして、初回調査におけるゼロイング方式の適用を AD 協定違反としたパネルの判断を支持し、米国が初回調査において個々の取引の比較に基づいてダンピング・マージンを算出する (いわゆる T-T 方式) 際にゼロイング方式を適用することは、AD 協定第 2.1 条、第 2.4 条、第 2.4.2 条に違反すると判断した。

②定期見直し等におけるゼロイング方式 (as such)

定期見直し等におけるゼロイング方式は AD 協定に違反しないと判断したパネルの判断を破棄し、上記①と同様の理由で、定期見直し手続におけるゼロイング方式は、輸出価格と正常価額との「公正な比較」を義務付ける AD 協定第 2.4 条や AD 税の額をダンピングの価格差以下と規定した AD 協定第 9.3 条等に違反すると判断した。

③定期見直し及びサンセット・レビューにおけるゼロイング方式の適用 (as applied)

米国の日本製品に対する AD 措置の定期見直し及びサンセット・レビューにおいてゼロイング方式を適用することは、AD 協定第 2.4 条、第 9.3 条、第 11.3 条等に違反すると判断した。

<最近の動き>

ゼロイング方式について、初回調査及び定期見直しを含む AD 手続全体を通じて AD 協定違反であることが、上記 DS322 等これまでのパネル及び上級委員会により判断されていた。しかし、AD 協定第 2.4.2 条第二文で規定される「輸出価格の態様が購入者、地域又は時期によって著しく異なっていると当局が認め、かつ、加重平均と加重平均又は個々の取引と取引とを比

較することによってはこのような輸出価格の相違を適切に考慮することができないことについて説明が行われる場合」(これを「ターゲット・ダンピング」という。)には、「加重平均に基づいて定められた正常の価額を個々の輸出取引の価格と比較することができる」が、このような規定は、一部の輸出取引を取り出して正常価額と比較することを想定しているため、一部加盟国は、この規定の下ではゼロイング方式が許容されると主張していた。上記のとおり、パネル及び上級委員会は、過去の紛争においてゼロイング方式は AD 協定違反であると繰り返し判断していたものの、第 2.4.2 条第二文 (ターゲット・ダンピング) の場合にゼロイング方式を適用することが AD 協定に違反するかどうかという論点については明示的な判断が示されていなかった。このため米国が多く事例でターゲット・ダンピングを認定し、ゼロイング方式の運用を進展させていた。

韓国は 2013 年 8 月に、また、中国は同年 12 月に、それぞれ、米国がターゲット・ダンピングを認定した事案でゼロイング方式を適用したことは AD 協定違反であると主張して WTO 協議要請を行った (DS464、DS471)。その後、2016 年、韓国が申立てを行った DS464 の事案で上級委員会は、ターゲット・ダンピング認定のために個別の取引を無視する必要はなく、ゼロイング方式は第 2.4.2 条第二文にも不整合であるとの判断を示した。

中国が申立てを行った DS471 のパネルでも同様に、第 2.4.2 条第二文にはゼロイング方式を許容する文言はなく、ゼロイング方式は同条に違反するとの判断が示された。本事案では、ゼロイングに関する論点は上訴されていない。なお、韓国及び中国はそれぞれ 2018 年 1 月及び 9 月に、米国がこの判断に従っていないとして米国に年間 70 億ドル規模の対抗措置の発動を WTO に要請した。もともと、米国は従前より Nails Test、Nails Test II、Differential Pricing Analysis とターゲット・ダンピングを認定するための手法を変更・発展させながら、ゼロイング方式を継続してきた。今後も、米国によるターゲット・ダンピングの認定及びダンピング・マージンの認定手法の協定整合性を注視していく必要がある。

<図表 I-3-1>ゼロイング方式の適用によるダンピング・マージン算出の例

	国内価格 (\$)	輸出価格 (\$)	製品ごとのダンピング・マージン (\$)
製品A	115	95	20
製品B	80	70	10
製品C	100	150	-50 (ゼロイング方式の場合: 0)
製品D	105	85	20
合計	400	400	

(各製品の国内販売量及び輸出货量については、計算の都合上すべて「1単位」として計算)

(説明)

ゼロイング方式を適用しない場合、ダンピング・マージンは次のように計算される。

$$\text{ダンピング・マージン}(\%) = (\text{国内価格と輸出価格の差の加重平均}) \times 100 = \frac{20+10-50+20}{95+70+150+85} \times 100 = 0\%$$

したがって、ダンピングは生じていない。しかし、ゼロイング方式を適用すると

$$\text{ダンピング・マージン}(\%) = \frac{20+10+0+20}{95+70+150+85} \times 100 = 12.5\%$$

となり、ダンピングが創出されてしまう。

<図表 I-3-2>ゼロイング紛争に関する WTO パネル・上級委員会の主な判断一覧

		初回調査				定期見直し	
		W-W 方式		T-T 方式			
		As applied	As such	As applied	As such	As applied	As such
EU-インド製ベッドリ ネンAD (DS141)	上級委員会						
	2001年3月 報告書公表	違反	-	-	-	-	-
米国-カナダ産軟材AD (DS264)	上級委員会						
	2004年8月 報告書公表	違反	-	-	-	-	-
米国- EU ゼロイング (DS294)	パネル						
	2005年10月 報告書公表	違反	違反	-	-	違反なし	違反なし
	上級委員会						
	2006年4月 報告書公表	-	-	-	-	違反	-
米国-カナダ産軟材AD (履行確認手続) (DS264)	上級委員会						
	2006年8月 報告書公表	-	-	違反	-	-	-
米国-日本ゼロイング (DS322)	パネル						
	2006年9月 報告書公表	違反	違反	-	違反なし	違反なし	違反なし
	上級委員会						
	2007年1月 報告書公表	-	-	-	違反	違反	違反

(3) 日本製熱延鋼板に対する AD 措置 (DS184)

<措置の概要>

米国は、1999年6月に日本製熱延鋼板に対するAD税賦課を決定した。2000年1月、我が国は、本決定におけるダンピング・マージンの算出方法、AD税の適及賦課である「緊急事態」の認定方法、損害及び因果関係の認定方法及び不公正な調査手続がGATT及びAD協定に違反するとして、WTO協定に基づき米国と二国間協議を行ったが、双方の意見の一致に至らなかったため、同年3月にパネルが設置されることになった。2001年2月に配布されたパネル報告書では、一部について我が国の主張が認められたものの、一部については退けられたため、日米両国ともパネル報告書の内容を不服として、同年4月に米国が、5月には我が国が上級委員会に上訴したところ、同年7月に我が国の主張が概ね認められた内容の上級委員会報告書が配布され、同年8月に採択された。我が国の主張内容の詳細については、2016年版不公正貿易報告書122-123頁参照。

<最近の動き>

本上級委員会報告書に基づく本勧告の妥当な実施期間(RPT)は2002年11月23日と定められたが、米国はこのRPT内に全ての勧告を履行しなかった。米国は残りの勧告を実施するために国内法の改正を試みたが成立せず、我が国は3度のRPT延長要請に応じたが、4度目の履行期限延長については、これ以上履行期限を延長しても何ら効果が期待できず、かつWTO紛争解決手続の信頼性を損ないかねないとの判断から、2005年7月、日本側が対抗措置を発動する権利を留保することで合意した。その後改正法案は2006年末、審議未了のまま廃案となった。2010年まで引き続き紛争解決機関(DSB)定例会合で米国に対して早期履行を継続的に求めたほか、日米の事務レベルでの協議や対米TPR審査でも議題・質問として、また2011年にも日米経済調和对話で議題として取り上げた。そして、2011年6月、米国は、2010年に開始されたサンセット・レビューの結果、1999年以来継続してきた日本製熱延鋼板に対する

AD措置を、2010年5月に遡り撤廃した。このように本件AD措置自体は廃止されているが、all others rateの算出方法を規定する米国AD法は未だ改正されていない。2014年12月の対米TPR審査でも算出方法を規定する国内法の改正の見通しを書面で質問し、米国政府から米国議会とともに協力して適切な措置を行う旨の回答を得ているが、未だWTO勧告の完全な履行は行われていない状況にある。DSB勧告の不履行はWTO紛争解決制度の信頼性を損ないかねないものであり、今後も引き続き、米国が勧告内容に沿った措置の実施を行うよう働きかけていく必要がある。

(4) 不当に長期にわたる AD 措置の継続 (サンセット・レビューの運用)

<措置の概要>

AD協定第11.3条は、当局においてAD課税の撤廃がダンピング及び損害の存続又は再発をもたらす可能性があるとして決定しない限り、AD課税は5年間で失効(サンセット)することとされている(サンセット条項)。米国のAD法にもサンセット条項が規定され、サンセット・レビューが行われている。しかし、実態として多くのAD措置が5年を超えて延長されている結果、2022年6月末時点で、10年以上措置が継続されている対日AD措置は12件ある(図表I-3-3)。

<国際ルール上の問題点>

上述のとおり、AD協定第11.3条は、サンセット・レビューにおいて措置継続の必要性(措置を撤廃すれば、ダンピング及び損害の存続又は再発をもたらす蓋然性があること)が認められない限り、AD措置は5年で失効すると規定する。しかしながら、米国の対日AD措置に関しては、多くの案件で5年を超えて措置が継続されており、我が国は、米国のサンセット・レビュー制度の運用がAD協定に不整合ではないかと懸念している。

我が国は、2002年1月、我が国鉄鋼業界の関心が高い日本製表面処理鋼板に対するサンセット・レビューに関して、米国に対しWTO紛争解決手続に基づく二国間協議を要請した(DS244)。その後、同年5月にパネルが設置され、審理が行われた。本件には、ブラジル、カナダ、チリ、EU、インド、韓国及びノルウェーが第三国参加した。

2003年8月、パネルは我が国の主張を退け、米国が本サ

ンセット・レビューにおいて WTO 協定に不整合な決定を行ったとは認められないとの判断を行った。我が国はこのパネルの判断を不服として、同年 9 月に論点を絞った上で上級委員会に上訴した。同年 12 月、上級委員会は我が国の法的主張を一部認めたものの、結論としては、パネルの事実認定が不十分であること等から、米国の調査決定が WTO 協定非整合であるとまでは判断できないとした。

<最近の動き>

2018 年 8 月、我が国による働きかけもあり、22 年間賦課されていた日本産ステンレス棒鋼に対する AD 措置は撤廃されることとなった。しかし、現在の米国の

サンセット・レビューの運用においては、当局は、世界的な需給状況、定期見直しやサンセット・レビューに対応する企業の費用対効果の事情を考慮することなく、「AD 措置が撤廃されれば、輸出が再開されてダンピングや損害が存続又は再発する」との推定の下に判断を行っているようにも見え、未だに多くの AD 措置が長期間継続する要因の 1 つとなっている。

我が国は、2013 年以降、春・秋に開催される AD 委員会で長期継続措置の早期撤廃を求める等しており、今後も、AD 措置を原則 5 年で撤廃しなければならないと定める AD 協定第 11.3 条を厳格に適用するとともに、WTO 協定に従った適切なレビューを行うよう引き続き要求していく。

<図表 I-3-3>10 年以上措置が継続されている対日 AD 措置 (2022年 6 月現在)

措置発動日	対象品目	継続期間
1978年12月8日	PC鋼より線	43年間
1987年2月10日	溶接管継手	35年間
1988年8月12日	真鍮板	33年間
1991年5月10日	グレイポルトランドセメント	30年間
1996年7月2日	クラッド鋼板	25年間
1998年9月15日	ステンレス線材	23年間
1999年7月27日	ステンレス薄板	22年間
2000年6月26日	大径継目無鋼管	21年間
2000年6月26日	小径継目無鋼管	21年間
2000年8月28日	ブリキ及びティンフリー・スチール	21年間
2001年12月6日	大径溶接ラインパイプ	20年間
2003年7月2日	ポリビニル・アルコール	18年間

(5) 日本製厚板に対する AD 措置

<措置の概要>

2017 年 5 月、米国政府は、日本製厚板に対する AD 税賦課の最終決定を行った。本決定では、成分、用途、価格帯の差を考慮せずに国内産業への損害を認定している点について AD 協定に不整合であるという問題がある。この点について、日本政府は、最終決定までの間、本件公聴会や AD 委員会において上記指摘を行うなどして改善

を求めてきたが、上記の懸念が残る決定がされた。原調査に関する詳細は、2018 年不正貿易報告書 43 頁参照。

<最近の動き>

2021年12月、米国政府は、本AD措置のサンセット・レビューを開始しており、2022年2月時点において調査が継続している。上記(4)「不当に長期にわたる AD 措置の継続 (サンセット・レビューの運用)」の項目で記載のとおり、我が国としては、不当に長期にわたるAD措置の早期撤廃を求めており、

本件についても、WTO協定に従った適切なレビューを行うよう引き続き要求していく。

補助金・相殺措置

(1) 2018 年農業法

<措置の概要>

米国では、1930年代に価格支持融資制度が導入され、1973年農業法で生産調整への参加を条件に目標価格と市場価格の差を補填する不足払い制度が導入された。1996年農業法（適用期間：1996～2002年度）では、市場価格に応じて支払額が変動する不足払い制度と生産調整が廃止され、市場価格の水準に関わらず支払額が一定の直接固定支払い制度が導入された。

しかし、1997年以降、穀物価格の低迷等により農家が経済的に大きな影響を受け、直接固定支払いのみでは対応しきれなかったことから、1998年度分から2001年度分まで計4回、総額273億ドルの緊急農家支援策が実施された。

こうした状況を踏まえ、2002年農業法（適用期間：2002～2007年度）では、基本的に1996年農業法を踏襲しつつ、廃止された不足払いと同様に目標価格と市場価格の差を補填する価格変動対応型支払いが導入された。

2008年農業法（適用期間：2008～2012年度）では、2002年農業法を基本としつつ、新たに収入減少に対応した平均作物収入選択プログラムが導入された。

その後、2008年農業法の期限を控えた2011年から次期農業法の議論が本格化したが連邦政府の財政赤字削減が求められる中、農業関係予算の削減幅を巡る与野党の対立や2012年11月の大統領選挙等の影響のため議論は難航し、次期農業法が成立しないまま2012年9月末で2008年農業法は失効した。このような状況の中、2013年1月に2008年農業法を1年間延長した上で、議論を継続し、2014年2月に価格変動対応型支払い、直接固定支払い、平均作物収入選択プログラムの廃止と農業リスク補償、価格損失補償、補完農業保険の導入等を内容と

する2014年農業法（適用期間：2014～2018年度）が成立した。2018年には、2018年農業法（適用期間：2019～2023年度）が成立したが、2014年農業法の枠組み（農業リスク補償、価格損失補償等）は継続された。

①国内助成

2014年農業法では、これまでの価格変動対応型支払い、直接固定支払い、平均作物収入選択プログラムを廃止し、新たに農業リスク補償、価格損失補償、補完農業保険を導入したほか、米伯綿花パネル裁定を踏まえ、綿花向けの新たな保険を導入した。価格支持融資制度については、綿花のみ米伯綿花パネル裁定を踏まえてローンレート（融資単価）を変更しているものの、基本的にはこれまでの制度が維持された。

2018年農業法では、2014年農業法の内容から大きな変更はなく、農業リスク補償や価格損失補償などの制度が維持・改善された。なお、農業リスク補償と価格損失補償は、これまで一度選択すると変更できなかったが、2018年農業法では、毎年変更することが可能となった。

(a) 農業リスク補償（2014年農業法で導入）

農業リスク補償（ARC）は、当年収入が過去5年中3年の平均収入の86%を下回った場合に、当年収入と平均収入の86%の差を補填するプログラム。農業リスク補償は、平均収入の10%が支払額の上限で、価格損失補償（下記(b)参照）との選択制となっている。

(b) 価格損失補償（2014年農業法で導入）

価格損失補償（PLC）は、あらかじめ定められた目標価格を市場価格が下回った場合に、目標価格と市場価格の差（市場価格がローンレートを下回る場合はローンレートとの差）の一部補填するプログラムである。過去の作付け実績に基づき支払われるなど基本的に廃止された価格変動対応型支払いと同様の制度であるが、価格変動対応型支払いと比べ、目標価格が大幅に引き上げられている。

2018年農業法において、補償水準の指標となる価格の改定（参照価格と市場価格の5中3平均の85%のいずれかの高い方の金額。ただし、参照価格の最

大 115%) が行われた。

(c) 価格支持融資制度 (継続)

価格支持融資制度は、農家が作物を担保に商品金融公社 (CCC) から短期融資を受ける制度で、市場価格がローンレートを下回った場合、農家は作物を引き渡すことで融資の返済が免除されるプログラム。2014 年農業法では米伯綿花パネル裁定を踏まえ綿花のローンレートのみ変更しているが、基本的にこれまでの制度が維持されている。2018 年農業法において、全ての適用対象作物を対象としたローンレートの引き上げ等の改善が行われた。

(d) 補完農業保険 (2014 年農業法で導入)

補完農業保険 (SCO) は、農家が加入する農業保険で補償されない部分を補償する補完的な保険。農家が加入する農業保険の保証収入・収量と農業保険の基準収入・収量の 86% の差を補填。なお、農業リスク補償と併用することはできない。

② 農産物輸出促進

1980 年代に入り、EU が深刻な農産物過剰を背景に補助金付き輸出を増加させたことに対抗するため、米国は 1985 年農業法で輸出奨励計画 (EEP)、乳製品輸出奨励計画 (DEIP) 等の措置を導入した。しかし、WTO 等の国際的な場における輸出補助金に対する批判の高まりを受けてその支出額を削減してきており、2008 年農業法においては輸出奨励計画を廃止したほか、輸出信用保証計画の一部を廃止している。また、2014 年農業法においても、乳製品輸出奨励計画 (DEIP) を廃止したほか、残りの輸出信用保証計画の保証期間を短縮している。

③ 輸出信用保証計画

輸出信用保証計画は、米国産農産物の輸出を促進するため、開発途上国向けの商業ベースの米国産農産物輸出に対して、商品金融公社 (CCC) が債務保証を行う制度。2002 年農業法は、90 日間～3 年間の輸出信用取引に対して債務保証を行う短期輸出信用保証計画 (GSM-102) 及び 3～10 年間の輸出信用取引に対して債務保証を行う中期輸出信用計画 (GSM-103)、米国農産物製品の輸入者に対する輸出業者の売掛金の一部の保証を行う供給者輸出信用保証計画 (SCGP) 及び新興市場における米国農産物

の輸出促進を図るために輸入国での農業関連設備改善投資に対して債務保証を行う施設整備信用保証計画 (FGP) の 4 種の信用保証計画が実施されていた。これらのうち GSM-103 及び SCGP については、2004 年の米伯綿花パネルの結果等を踏まえて 2006 年に中止され、2008 年農業法で廃止された。GSM-102 については、2008 年農業法で手数料の上限が撤廃され、2014 年農業法で債務保証期間の上限が 3 年から 2 年に短縮された。

< 国際ルール上の問題点及び最近の動き >

① 国内助成

WTO ドーハ・ラウンド交渉の農業分野では、削減対象となる助成合計量 (AMS) の削減ルールだけでなく、青の政策 (直接支払いのうち、生産調整等の要件を満たすもの) 及びデミニミス (農業生産額の 5% 以下の助成) を含む貿易歪曲の国内支持 (OTDS) 全体についても削減を求めるルールが議論されている。このような中、2014 年農業法においては緑の政策 (貿易歪曲性がない、または最小限) に分類される直接固定支払いが廃止される一方、価格下落対策、収入保障対策が拡充された。2017 年 1 月、米国は国内支持通報を行い、新しい農業リスク補償、価格損失補償、補完収入保険を黄の政策 (最も市場歪曲的) に分類した。

また、2018 年に引き続き 2019 年も、米国は諸外国の不当な報復措置に対する農業者支援策を発表。2020 年には新型コロナウイルス感染症に対する農業者支援策を発表した。当該措置の実施年の支援規模が、2018 年は 131 億米ドル、2019 年は 182 億米ドルと、WTO 農業協定第 6 条及び各国の譲許表第四部に定める AMS の約束水準 (米国は 191 億米ドル (2000 年以降)) を超えていないが、2020 年については、協定整合性について注視する必要がある。

② 農産物輸出促進

輸出補助金は、2014 年農業法で全て廃止されたものの、輸出信用保証計画の活用を通じて、WTO 農業協定における規律の実効性が十分でない輸出信用を多用することで、米国産農産物が輸出競争上有利となっている。本制度の下では、保証した債務が不履行となった場合には、CCC が債務を肩代わりすることになっており、制度上輸出補助金の迂回に極めて近い性格を有している。

なお、2015年12月に実施されたケニア・ナイロビでの第10回WTO閣僚会議では、農業の輸出信用については、(i)「輸出信用」の定義の明確化、(ii)「最長償還期間」は18か月以下とすること、(iii)輸出信用プログラムは自己資金で賄われ、長期的に運営費用と損失をカバーすること、等について合意がなされた。米国の輸出信用制度がこうした新たな規律と整合的に運用されているかを注視していく必要がある。

(2) 電気自動車税制優遇措置

<措置の概要>

2022年8月、米国はInflation Reduction Act of 2022を成立させ、電気自動車に対する税額控除措置改定も盛り込んだ。電気自動車の購入に際し、北米域内で最終組立された車両を対象に税額控除が付与されており、使用するバッテリーの材料が米国・米国のFTA締結国で採掘・加工されていること、北米域内で製造・組立されたバッテリー部品を使用していることを要件に、それぞれ3,750ドルの税控除を受けることができる。(車両1台あたり上限7,500ドル)。また、懸念国企業が採掘等した重要鉱物は2025年以降、製造したバッテリー部品を含む自動車は2024年以降、本控除の対象外となる。

<国際ルール上の問題点>

2023年以降、北米域内での電気自動車の最終組立を税額控除の条件とすることは、輸入車を国産車との関係で不利に扱っているといえる。したがって、GATT第1条第1項(最恵国待遇義務)、GATT第3条第4項(内国民待遇義務)に抵触する可能性がある。

北米域内で製造・組み立てされたバッテリー部品を使用することを条件として税額控除を付与することは、WTO補助金協定第3条第1項(b)が禁止する補助金にあたる可能性があり、また、北米産電池との関係で輸入電池を不利に扱うので、GATT第1条第1項(最恵国待遇義務)、GATT第3条第4項(内国民待遇義務)にも抵触する可能性がある。

バッテリーの材料が米国・米国のFTA締結国で採掘・加工されていること、バッテリー部品が北米で製造されていることを条件として税額控除を付与することは、輸入品間、または、国産品と輸入品間で差別するものとして、GATT第1条第1項(最恵国待遇義務)、GATT第3条第4項(内

国民待遇義務)にも抵触する可能性がある。

さらに、上記の条件をつけた税額控除は、補助金協定第3条第1項(b)にも抵触する可能性がある。

懸念国企業の採掘した重要港物、バッテリー部品を含む自動車は対象外となる点については、特定国の輸入品への差別的措置としてGATT第1条第1項(最恵国待遇義務)、GATT第3条第4項(内国民待遇義務)にも抵触する可能性がある。

今後の法律の運用において、これらの点についても引き続き注視が必要である。

<最近の動き>

財務省は、2022年12月に一部ガイダンスを発表し、2023年1月には税額控除の対象となる要件の定義の一部を含むホワイトペーパーを公開している。電気自動車税にかするガイダンスについては、財務省が公表を延期しているため、2月現在、未発表である。しかし上記のとおり協定整合性の観点からの懸念は残存する。

我が国は、電気自動車税制優遇措置について上記協定整合性の観点からの懸念の解消や法律上不明確な点の明確化を求め、米国政府等に対して様々な機会を通じ働きかけを行っている。引き続き産業界や他国とも連携しつつ、協定不整合な措置となることのないよう、今後の関連法規や運用に関する動きを注視する必要がある。

セーフガード

太陽電池・大型洗濯機セーフガード

<措置の概要>

米国は2017年5月に太陽電池セル・モジュール、同年6月に大型家庭用洗濯機の輸入に対しセーフガード調査を開始し、同年11-12月、調査当局である米国国際貿易委員会(ITC)が大統領にセーフガード措置の発動を勧告した。2018年1月、トランプ大統領はこれらの製品に対しセーフガードの発動を決定し、同2月に発動された。

このうち太陽電池に関する措置は、太陽電池セル・モジュールの輸入に対し4年間(2018年2月-2022年2月)従価税(1年ごと30%→25%→20%→15%)を賦課するもの。ただし、セルの輸入についてのみ、毎年2.5ギガワットの関税割当(無税)がある。

大型洗濯機セーフガード措置については、当初 3 年間とされていたところ、米国は 2021 年 1 月、同 2 月までの措置期限を 2 年間延長すると発表した。2023 年 2 月、同措置は終了した。

<国際ルール上の問題点>

米国国内企業の申請理由書、及び ITC 調査報告書によれば、本件太陽電池セーフガード措置の主目的は、中国太陽電池メーカーが製造する低価格・低効率太陽電池の輸入急増への対応であるとされる。適用目的との関係で必要な限度においてのみ発動するというセーフガードの原則（セーフガード協定第 5 条第 1 項、GATT 第 19 条第 1 項(a)）にかんがみれば、上記目的とは直接関係しない日本企業製造の高価格・高機能太陽電池については措置対象からの除外が検討されるべきであるが、これらの高効率品も措置対象から除外されなかった。

また、当初の ITC 調査報告書（2017 年 11 月 13 日付）には、セーフガードの発動要件の一つとされる「事情の予見されなかった発展」（GATT 第 19 条第 1 項(a)）についての検討がなく、この要件について米国通商代表部（USTR）の要請で ITC が追加報告書（同年 12 月 27 日）をまとめた経緯がある。同追加報告書は、過去数年にわたる中国企業に対するアンチ・ダンピング措置・補助金相殺関税措置が、中国企業が生産拠点の海外移転による課税回避をはかったため奏功しなかったこと等をもって「予見されなかった発展」を肯定した。しかし、企業が生産拠点の移転により貿易救済措置の潜脱をはかる事例は過去にもあり、セーフガードを基礎づける「予見されなかった発展」とはいえないとの指摘もありうるところである。

<最近の動き>

太陽電池セーフガード措置について、日本、中国、韓国、台湾、EU、シンガポール等多数の輸出国が、セーフガード協定第 8 条第 1 項、第 12 条第 3 項に基づく補償協議を要請した。米国は、2018 年 9 月に 8 種類、2019 年 6 月に 3 種類の製品の措置からの除外を発表したが、これは日本製品を含めた除外申請のごく一部に過ぎなかった。また、2020 年 10 月、トランプ大統領は、除外済製品の一部を除外対象から外すほか、措置 4 年目（2021年2月～2022年2月）の関税率を 18%とする（漸減率の縮小）と発表した。翌11月、ITCの差止命令により効力を停止されている。2021年8月から延長調査が開始され、2022年2月、

バイデン大統領は、関税割当（無税）量を5ギガワットに引き上げる一方で、措置を4年間（～2026年2月）延長する（初年度の関税率は14.75%）と発表した。

韓国は、大型家庭用洗濯機・太陽電池双方のセーフガード措置について、WTO 協定に不整合であると主張し、2018 年 5 月、DSU 上の協議要請を行い、同年 9 月にパネルが設置された（DS545、DS546。日本は第三国参加）。2022年2月に発出されたDS546パネル報告書は、「予見されない発展」等各種要件に関し、米国の措置をWTO協定不整合と判断した。同パネル報告書は、米韓両国の要請により 1 年以上DSB未採択の状態が続いている。

また、太陽電池セーフガード措置については、中国がWTO 協定に不整合であると主張し、2019 年 7 月、DSU 上の協議要請を行い、同年 8 月にパネルが設置された（DS562。日本は第三国参加）。2021年9月に発出されたパネル報告書は、米国の措置をWTO協定に整合的と判断した（中国の上訴により未採択）。

我が国は、引き続き日本製品への影響の軽減に向けて米国政府への働きかけを行う。

原産地規則

時計の原産地表示規則

<措置の概要>

米関税法で定める原産地表示規則では、個別の品目ごとの時計に関する原産地表示について、ムーブメント、バッテリー、ケース、バンド等の構成部品それぞれに原産地を表示することが要求され、かつ表示方法も詳細に定められている（打刻、彫刻、スタンプ、浮き出し表示等）。当該措置は時計製造業者等に製造管理上の過度な負担を強いるものであることから、我が国は米国に対し簡素化を求めている。

なお、当該ルールは、米国時計産業を保護する観点から制定されたという背景があり、輸入業者や消費者のためにも、規則を簡素化すべきとの意見も存在する。

<国際ルール上の問題点>

原産地表示自体が輸出国の商業及び産業にもたらす困難及び不便を局限しなければならないようにすることを規定した GATT 第 9 条第 2 項及び原産地規則協定の精神に照らし、簡素化が望まれる。

2002年及び2003年の「日米規制改革イニシアティブ」において、米国に対し、簡素化を求める要望書を提出した結果、2004年に公表された報告書では、「米国政府は、時計の関税率算定方法及び原産地表示規則についての日本国政府の懸念を認識している。米国政府は、米国の関税制度の見直し及び原産地表示規則の見直しに関する日本国政府の立場並びにWTOで行われている議論を十分に考慮した上で、日本国政府との議論を継続する」旨日米両首脳に報告がされたが、実態として何も改善されていない。

<最近の動き>

我が国は、2002年から今日に至るまで、「日米規制改革イニシアティブ」や「日米貿易フォーラム」、WTOにおける対米TPR審査など、様々な場面・機会において改善・解決を求め続けてきたが、未だ解決に至っていない。米国においても、国内業者はアジアに製造委託しているため、我が国と同じ問題に直面していると推察できる。円滑な貿易を推進するためにも、今後とも米国に対して改善を求めていく。

基準・認証制度

(1) 自動車ラベリング法

<措置の概要>

米国の自動車ラベリング法（American Automobile Labeling Act）は、米国で販売される乗用車・軽トラックの国産比率（米国及びカナダにおける付加価値率）表示のラベル貼付を義務づけるもの。

<国際ルール上の問題点>

本制度の目的は、消費者によりよい購入の決定に役立つ情報を提供することとされているが、一種のバイ・アメリカン条項ともみなされる。また、部品比率計算に伴う膨大な記録事務負担を強いることが貿易に不必要な障害となっている可能性もあり、TBT協定第2.1条及び第2.2条上問題となり得る。なお、最近では米加製比率が高い車種の多くが日系車となっている。

(2) CAFE（企業平均燃費）規制

<措置の概要>

米国は、1975年エネルギー政策及び保存法（Energy

Policy and Conservation Act of 1975）により、自動車の製造会社及び輸入会社に対し、取扱車の平均燃費を一定レベル以上にすることを義務づけ、違反者には罰金を課すという企業平均燃費（Corporate Average Fuel Economy：CAFE）規制を導入。CAFE規制の下、国産車と輸入車はそれぞれ別個に平均燃費を計算することとされている。

<国際ルール上の問題点>

過去にGATT紛争解決手続においてEUの提訴により、本規制が内国民待遇（GATT第3条第4項）違反と判断され、報告書が出された。しかし、最終的に本報告書は採択されていない。

<最近の動き>

オバマ政権下では2012年に、2025年までに乗用車とライトトラック全ての平均燃費が1ガロン当たり走行距離54.5マイルになるよう、年毎に改善目標を設定したが、その後、2017年3月にトランプ政権が規制を緩和する方向で見直すことを発表し、2019年9月にはカリフォルニア州独自の環境規制権限を停止すると表明。そして、2020年3月に、燃費は2026年に1ガロン当たり走行距離40.4マイルになるよう発表。2021年1月にバイデン政権が発足すると、トランプ政権下での規則の見直しを開始。2022年4月に2024年式-2026年式の乗用車とライトトラックに対する新たな企業平均燃費規制の最終規則を発表し、2026年式の平均燃費が1ガロン当たり走行距離49.1マイルに定めた。（2021年式に比べて1ガロンあたり走行距離約10マイルの改善）また、州独自の環境規制権限の停止についても、2021年12月、これを一部撤廃し、カリフォルニア州など各州に独自の基準を制定する権利を再び認める内容の最終規則を発表した。

サービス貿易

(1) 外国投資・国家安全保障法（旧エクソン・フロリオ条項）・外国投資リスク審査現代化法

*本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投

資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

2007年外国投資・国家安全保障法（Foreign investment and National Security Act of 2007）は、外国人（企業）による米国企業の取得・合併・買収を調査し、米国の国家安全保障を損なうおそれのある取引を停止又は中止する権限を大統領に与える法律である。

本法は、一般に「エクソン・フロリオ条項」として知られる、国家安全保障の懸念に関する外国投資の審査を取り扱う法律である1950年国防生産法の第721条を改正したものである。改正による大きな変更点としては、米国外国投資委員会（省庁間委員会、Committee on Foreign Investment in the United States(CFIUS))を法定設置機関としたこと、審査基準の見直し（基幹インフラや基幹技術への影響等を追加）や議会監視の強化（個別案件の審査結果を議会に通知）等が図られたことである。また、2018年8月に成立した外国投資リスク審査現代化法(FIRRMA)により、審査対象の拡大、(非公開技術情報へのアクセスを可能とする投資等の一部の小規模投資も審査対象化)、審査期間の延長、特定取引の事前審査の義務化、審査考慮要素の追加（特別懸念国の関与、サイバーセキュリティへの影響等）等、CFIUSの権限が強化された。2018年11月以降パイロットプログラムという形で適用されていたが、最終形となった規則が2020年2月13日から適用された。従来、外国企業の支配下にあるビジネスがCFIUSの管轄下にあったが、今後は支配権がない投資も一定の要件を満たせば管轄下に入る。特にクリティカルな技術やインフラ、安全保障を脅かす恐れのある米国市民の個人データを保有する米企業に対する投資は、支配権を得なくとも一定の条件があてはまると認可対象となる。大部分は自己申告制だが、特に外国政府による実質的な買収やクリティカル技術を持つ米企業への投資は申告が義務付けられる。また空港、港湾内や近接地域、米軍基地近辺など一定条件に当てはまる不動産の売買も審査対象となる。

2020年5月21日、財務省は、2020年2月13日に施行されたFIRRMAの一部条項に対する改正案を公表した。従前、FIRRMAに基づくCFIUSへの事前申告義務(mandatory declaration)の対象となる重要技

術(critical technologies)は、北米産業分類システム(North American Industry Classification System: NAICS)を参考にした特定27産業分野における重要技術に関する一定の投資に限られていた。上記改正案は、NAICSコードを基準とする要件から、当該重要技術を当該投資者へ輸出したならば、米国政府の許可(輸出管理規則(EAR)など)が必要になるであろう場合は、原則として事前申告義務が生じると変更するものである。なお、「重要技術(critical technologies)」の意義自体に変更はない。2020年9月15日、財務省は、概ね上記改正案に沿った内容の最終規則を公表した(2020年10月15日施行)。

2022年9月15日、バイデン大統領はCFIUSに対し、申告内容を審査する際、以下の5点を考慮するよう命じる大統領令を発令した。考慮事項は、①米国の国家安全保障に影響しうる、米国の重要なサプライチェーンの回復力に対する影響、②マイクロエレクトロニクス、人工知能、バイオテクノロジー及びバイオマニュファクチャリング、量子コンピューティング、先端クリーンエネルギー、気候適応技術など、米国の国家安全保障に影響する分野における米国の技術的リーダーシップに対する影響、③米国の国家安全保障に影響しうる業界の投資動向、④米国の国家安全保障を損なうおそれのあるサイバーセキュリティリスク、並びに⑤US Personの機密情報に対するリスクの5点である。

FIRRMAに基づく手続の具体的な流れは、一部の投資を対象とした事前届出、当事者の自発的な申し立てもしくはCFIUSの委員の要請により、CFIUSが調査実施の適否を審査し、必要があれば調査を実施して大統領に報告を行う。大統領は、同報告を受けて、投資案件の停止又は中止の決定を判断する。

これまで、我が国企業が米国企業買収等を行う際、CFIUSにより調査が行われ、当初の計画の修正を迫られたケースがある。例えば、本法発効以前だが、2006年に、東芝による米原子力プラントのウェスチングハウス社の買収に際して、同条項に基づくCFIUSの審査が行われた例がある。

<懸念点>

WTO協定には、投資に関する一般的なルールは未だ整備されていないが、サービス貿易に関してはGATSが既に存在し、投資を通じたサービス貿易提供

も規律している。GATS も GATT 同様、一定の要件の下で国家安全保障上の例外を認めており、本法そのものは WTO 協定違反となるものではないと考えられるが、米国は、同協定に整合的に自国の投資規制措置を運用する必要がある。

最新の CFIUS から議会への外国投資審査に係る報告書によると、2021 年中に簡易的な申告 (declaration) が164件、CFIUSの詳細な審査が伴う届出 (notice) が272件と、いずれも過去最多となった我が国企業からの簡易的申告は11件、届出は26件あるとされている。今後とも同法が我が国企業の米国への投資に安全保障の懸念を超えた不公正な影響を及ぼすことがないよう、注視が必要である。

<最近の動き>

(参考) CFIUS の審査等の実施状況

対象取引、取り下げ、大統領の決定の件数 (2018～2020 年)						
対象年	通知件数		審査期間中の 通知取り下げ 件数	審査件数	審査中の通知 取り下げ件数	大統領決定数
		うち日本からの 投資対象				
2019 年	231	46	0	113	30	1
2020 年	187	19	1	88	28	1
2021 年	272	26	2	130	72	0
合計	690	91	3	331	130	2
日本の通知対象取引態様別件数 (2019～2021 年)						
製造業	鉱業、公共事業、 建設業	卸売業、小売業、 運輸業	金融業、情報通信業、 サービス業	合計		
38	8	9	36	91		

(対米外国投資委員会 (CFIUS) の活動に関する 2021 年報告書 (<https://home.treasury.gov/system/files/206/CFIUS-Public-AnnualReporttoCongressCY2021.pdf>) より、経済産業省作成)

(2) 金融

*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

米国においては、金融に関して州ごとに規制が異なっており、幾つかの州では、外国銀行の支店及び代理店の設立が禁じられている。すべての形態 (支店、代理店、代表事務所等) での進出を認めているのは 50 州中マサチューセッツ、ミシガン、ニューヨーク等一部の州に過ぎない。

また、連邦レベルでは近年に導入・改訂された規制により、一定額以上の米国における資産 (支店・

代理店が有するものを除く) を有する外国銀行に対しては、中間持株会社 (Intermediate Holding Company: IHC) の設立が義務付けられている。

保険業務に関しては、米国では保険会社の年金業務などを規制している連邦法はあるが、保険事業は、州ごとの保険法により各州の保険庁が監督規制しており、連邦レベルでの監督官庁は存在していない。

また、再保険についても、ほとんどの州で外国保険会社が米国保険会社から再保険をクロスボーダーで引き受ける場合、外国保険会社に対し、担保として責任額の 100%に相当する額の信託勘定を米国内に置くこと、又は米国の再保険会社に信用状を提出することを要求している。これは、米国における再保険ビジネスにおいて、外国保険会社に対して不当に過大なコストを課すものとなっている。

米国は WTO 金融サービスの約束において極めて多くの適用留保事項を残しており、これを改善する動きも大き

くない。更に一部の州では、州内保険事業者の免許が無期限であるのに対し外国事業者には毎年の更新を義務づける法律など、GATS で留保を行っていない外国企業差別条項がなお存在している。

<懸念点>

米国は、GATS 約束上明確に適用留保とされていない外国企業に対する差別的な措置を早急に改善するとともに、金融サービス自由化の観点から、参入を困難とする規制措置は撤廃・改善することが望まれる。

<最近の動き>

一部の州においては外国企業の参入を困難にするような規制を改善する動きも見られる。州ごとに規則が異なることの不利益を改めるため、連邦議会（上下両院）においても 2006 年以来、保険分野における「選択式連邦監督制度」（Optional Federal Charter）の導入に向けた法案が提出され、議論が進められている。また、2010 年 7 月にドッド・フランク法が成立し、同法に基づき財務省内に連邦保険局（Federal Insurance Office）が設置された（ただし、連邦保険局は監督規制権限を有しておらず、州別の監督体制は維持されている）。

再保険の問題については、全米保険監督当局協会（NAIC）により、関連規制の下で一定の要件を満たしている保険会社について、再保険引受けに要求される担保を撤廃する新しい制度が制定された。保険会社が同制度に基づく担保撤廃措置を受けるためには、保険会社の所在地が NAIC に認定管轄区域（Qualified Jurisdiction）及び互惠管轄区域（Reciprocal Jurisdiction）として認定される必要があるが、日本は、2019 年 12 月には Qualified Jurisdiction として再度認定されるとともに、2020 年 1 月には Reciprocal Jurisdiction に認定されている。

(3) 電気通信

*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

米国は、連邦通信法第 310 条において、無線局免許に関する外資規制（直接投資は 20%まで、間接投資は

25%まで（ただし、間接投資は、公共の利益にかなう場合はその限りでない））を維持している。

無線局免許に関する外資参入については、まず、1996 年の「外国企業参入に関する命令（Foreign Carrier Entry Order）」において、「公共の利益」審査として、当該外国企業の母国における市場開放の程度が米国と同等であることを要する（同等性の確認審査）とともに、大統領府から提起される、国家安全保障、法執行、外交政策、通商政策上の懸念を含む、その他の公共の利益の要素を考慮した上で、投資比率上限を上回る投資を認めていた。

1997 年 2 月の WTO/GATS 基本電気通信合意で、米国は直接投資 20%のみを留保し、間接投資は撤廃することを約束したことを踏まえ、間接投資については、WTO 加盟国に対する同等性審査を廃止し、外国資本参入に関する米国連邦通信委員会（FCC）規則（1997 年 11 月）において、WTO 加盟国からの投資は 25%を超える場合でも「公共の利益にかなう」との反証可能な推定を及ぼすことで、原則、参入自由とする解釈変更を行ったものの、いまだ規制の撤廃の実現には至っていない。外国電気通信事業者による柔軟なネットワーク構築等を確保するためには、撤廃されることが望まれる。また、上述の FCC 規則で定める連邦通信法第 214 条及び第 310 条(b) (4) に関する外国事業者等の米国市場参入に当たっての「公共の利益」の審査基準のうち、「通商上の懸念」、「外交政策」、「競争に対する非常に高い危険」といった、電気通信政策に関わらない事項に基づく事前審査は、事業者の参入期間や予見可能性を阻害するものであり、外国企業が参入するに当たり実質的な参入障壁が存在している。実際にも、過去に日本企業への認証の遅延等の問題があった。

さらには、これらの公共の利益の審査に際し、従来は関係省庁で構成される法令上根拠のない「Team Telecom」と呼ばれる組織による審査が行われていたが、2020 年 4 月に大統領令に基づき「外国参入評価委員会」が設置された。事業者の参入機会や予見可能性を確保するため、今後審査基準や手続に関する情報公開や明確化がなされることが望ましい。

<懸念点>

法令解釈の変更により、WTO 加盟国に対して公共の利益の推定を及ぼし、原則、参入自由であるとする上記の措置は、無線局免許に関する間接投資を「制限しない」とする GATS 上の約束に反しない限り WTO 協

定違反となるものではないが、WTO 協定の精神に照らして、自由化が行われることが望まれる。

<最近の動き>

これまで、我が国は様々な機会を捉えて、上記の問題提起と改善要望を米国政府に対して行っている。なお、米国連邦通信委員会 (FCC) においては、2012 年 8 月に連邦通信法第 310 条(b) (3)に基づく直接投資に係る規制の適用を差し控えることを決定するとともに、同条(b) (4)に基づく間接投資に係る規制についても、2013 年 8 月には公衆通信業務用無線局について、2017 年 4 月には放送局について一部手続を明確化するなどの動きが見られる（ただし、これらの動きは規制を撤廃するまでの措置ではない）。

知的財産

(1) 商標制度 (オムニバス法第 211 条)

米国の 1998 年オムニバス法第 211 条には、一定の要件の下、キューバ国籍を有する者の権利主張を、米国裁判所が承認・執行することを禁止する規定がされ、当該規定は米国人には適用されない。

当該規定については、EU が TRIPS 協定第 3 条 (内国民待遇) 及び第 4 条 (最恵国待遇) に違反しているとして、1999 年 7 月に米国に二国間協議を要請し (DS176: 我が国は第三国参加)、その後、パネル・上級委員会手続を経て、2002 年 1 月には、上級委員会は、同法が TRIPS 協定第 3 条及び第 4 条に違反するとの判断を示している。また、2002 年 2 月には、同委員会報告書は採択され、米国は DSB に WTO の義務を遵守する旨表明したものの、その後、同法第 211 条の撤廃を含む法改正は行われていない。

現在、我が国に直接の利害が及ぶ点は認められないが、WTO 協定実効性確保の見地から、米国の WTO 勧告の履行の取組につき引き続き注視していく必要がある。

(2) 著作権制度

米国の著作権法第 110 条(B)は、床面積の小さな店舗や小規模のテレビ、スピーカーのみを有する店舗の場合、著作権者の公の伝達に係る権利に、一定の例外を認

める旨規定している。

当該規定については、EU が TRIPS 協定第 9 条及び第 13 条に違反するとして、パネル設置要請を行っており (我が国は第三国参加)、パネルは 2000 年 6 月、同規定が TRIPS 協定の定める正当な例外に該当するものとは言えないとして、TRIPS 協定に整合的な措置をとることを勧告する報告書を提出した。

この同勧告の実施に関しては、賠償や対抗措置を巡る仲裁が行われ、2003 年 6 月に米国が EU に 330 万ドルの財政援助をする形で賠償するとの暫定合意に達したが、合意期限の 2004 年 12 月 21 日までに状況は改善されず、未だに法改正に至っていない。パネル勧告の実効性に関わる問題であり、引き続き注視する必要がある。

政府調達

バイ・アメリカン関連ルール

<措置の概要>

米国では、連邦及び一部の州が政府調達を行う場合に、米国産品の購入又は米国製資材の使用を義務付けるルールを採用している。

このルールには、バイ・アメリカン (Buy American) と、バイ・アメリカ (Buy America) がある。

バイ・アメリカンは、1933 年から施行されており、連邦政府による政府調達において米国産品を優遇することを定める。バイ・アメリカンは、連邦調達規則 (Federal Acquisition Regulation: FAR) に基づいて実施されており、国内産品の入札価格が外国産品の入札価格よりも高い場合には、物品調達の場合には 6-12 %、公共事業の場合には 6 %、防衛省による調達の場場合には 50 % の価格調整 (外国産品の入札価格にこれらの比率を上乗せする) を行うことによって、米国産品を優遇している。

バイ・アメリカンは適用除外される場合があり、通商協定法 (TAA) は、米国が通商協定を締結する国の産品について、バイ・アメリカンを適用しないことを認めている。すなわち、WTO 政府調達協定の締約国や米国が自由貿易協定を締結する国を「指定国」として、米国が「指定国」との間で政府調達における内国民待遇を約束する範囲の物品・サービスの調達については、バイ・アメリカンの適用が除外されている。ただし、「指定国」の産品であるといえるためには、当該産品がすべてその国

の中で製造されたか又は実質的に変化されたといえなければならないとされている。

バイ・アメリカは、バイ・アメリカンとは異なる仕組みであり、連邦高速道路局（Federal Highway Administration: FHWA）、連邦公共交通局（Federal Transit Administration: FTA）、連邦鉄道局（Federal Railroad Administration: FRA）、連邦航空局（Federal Aviation Administration: FAA）などの機関が、各機関の調達規則においてバイ・アメリカ条項を設けている。州政府が連邦政府の補助金を用いて実施する大規模な運輸及びインフラ事業について、その事業に用いられる鉄鋼等が米国製であることを求めるものであり、各機関のルールによって実施されている。例えば、連邦運輸局が所管する連邦資金を用いた事業については、米国内で生産された鉄鋼等が用いられなければならないとされている。それらの鉄鋼等が米国内で生産されたとみなされるためには、すべての製造過程が米国内で行われており、かつすべての部品が米国製でなければならないとの基準が設けられている。ただし、二次部品（従属部品）が外国製であることは問題とされていない。

米国は、WTO 政府調達協定において、連邦資金を用いた大規模な交通及び道路事業については、同協定の適用を留保している。このため、各機関が定める調達規則にバイ・アメリカ条項を設けて他国の供給者に内国民待遇を与えないことが許容されていると考えられる。

<国際ルール上の問題点>

上記のとおり、米国には政府調達において国内産品を優遇したり国内産品以外の調達を禁止したりする制度があり、その実施の方法によっては WTO 政府調達協定をはじめとする国際ルールに抵触するおそれがある。

<最近の動き>

政府調達制度に関する米国大統領令

2021 年 1 月 25 日、バイデン大統領はバイ・アメリカン規則強化に係る大統領令（Executive Order on Ensuring the Future Is Made in All of America by All of America's Workers）に署名した。同大統領令は、米国予算管理局（OMB）の下に、政府の「メイド・イン・アメリカ」政策を担当する新しい部局を設置し、OMB 長官がメイド・イン・アメリカ局長を任命することや、政府調達規則に関して、（1）国産比率の算定

方法における既存の抜け穴を防ぐために、連邦機関がバイ・アメリカン規則の適用除外を認める場合には、メイド・イン・アメリカ局長に対し、詳細な正当化事由を説明しなければならないという規則等を設定し、

（2）本大統領令の公布後 180 日以内に、国産要求比率等について現行の連邦調達規則の修正提案を行うとともに、米国内で十分調達できない物資に関する見直しを行うこと等を規定している。2021 年 6 月、OMB は本大統領令の（1）に関連して、連邦政府の省庁・機関に対してバイ・アメリカン政策における例外適用の見直しに着手するよう指示する文書を発出した。同年 7 月には、バイデン政権は、（2）に関連して、国内調達要求の基準比率を最終的に 75 %へ引き上げる事等を含む、連邦調達規則の改正案を発表した。2022 年 3 月に公表されたファクトシートでは、国内調達比率を 2022 年に 60 %に引き上げ、2024 年には 65 %に、2029 年には 75 %に引き上げ等が含まれている。なお、本大統領令には、WTO 政府調達協定を始めとする国際協定と整合的に運用されるとの明確な規定が存在しないため、今後どのように本大統領令が関連する法律に反映され、運用されるかを注視し、国際協定と整合的な規則となることを米国に要請していく。※本大統領令により、前政権が署名したバイ・アメリカンに関する大統領令（Executive Order 13788、Executive Order 13858、Executive Order 13975）は無効となる。

(a) ニューヨーク州、テキサス州におけるバイ・アメリカン及びバイ・アメリカの導入の動き

ニューヨーク州では、一定額を超える物品又はサービスの調達において州機関に米国産品の購入を求めるニューヨーク・バイ・アメリカン法（New York Buy American Act）が 2018 年 4 月から施行されている。同法は 2020 年 4 月に失効予定だったが、その後の状況は不明である。

また、テキサス州でも、バイ・アメリカを強化する州法が 2017 年 9 月から施行されている。連邦法におけるバイ・アメリカとの大きな違いは、事業コストが増加する場合のバイ・アメリカの適用除外に関して、連邦法では米国製の鉄鋼を用いることで事業のコストが 0.1%ないし 2,500 ドル増加する場合には米国製品の使用が義務づけられなくなるが、州法では、事業コストが 20%増加しない限り、バイ・アメリカの適用が除外されない点にある。

いずれの立法も、州レベルでバイ・アメリカンやバイ・アメリカの適用除外の範囲を狭めるなどするものである。前述のとおり WTO 政府調達協定における留保により、直ちに我が国との関係で同協定違反になるものではないものの、州レベルの動向でも、国内産品の優遇や調達の義務づけが国際ルールに抵触しないかどうかを慎重に見極めていく必要がある。

一方的措置・域外適用

(1) 1974 年通商法 301 条及び関連規定

<措置の概要>

1974 年通商法 301 条 (Section 301 of the Trade Act of 1974) は、通商協定における米国の権利が侵害されている場合、外国の措置や政策等が通商協定の規定に違反し又は不整合である場合等に、一定の措置を講じる権限を USTR (通商代表部) に対して与えている。なお、同条の過去の改正については、2016 年版不公正貿易報告書 145 頁を参照されたい。

〔調査手続〕

USTR は、(i) 利害関係者の申立て又は職権により当該行為についての調査を開始し (302 条)、(ii) 調査開始と同時に当該対象国に対し協議を要請し (303 条)、(iii) 調査開始後一定の期間内 (通商協定に関する調査の場合は紛争解決手続終了時点から 30 日以内又は調査開始から 18 か月以内のいずれか早い方、その他の場合は調査開始から 12 か月以内) に措置の原因となる行為等の存否及び採るべき措置の内容を決定し (304 条)、(iv) 措置の決定後原則として 30 日以内 (180 日の延期可能) に同措置を実施する (305 条)。

〔制裁措置の理由〕

措置の発動が義務的とされる場合 (301 条 (a))

通商協定における米国の権利が侵害されている場合、外国政府の措置や政策等が通商協定の規定に違反し又は不整合である場合等には、USTR は、原則として措置を発動しなければならない。

措置の発動が裁量的とされる場合 (301 条 (b))

外国の措置や政策等が不合理 (unreasonable) 又は差別的 (discriminatory) なものであって、米国の商

業に負担又は制限となり、かつ米国による措置が適切である場合には、USTR は措置を発動しなければならない。

外国の措置等が不合理 (unreasonable) である場合について、「ある行為、政策、慣行は、必ずしも米国の国際法上の法的権利に対する侵害又は不遵守に至らなくとも、不公正かつ不衡平であれば不合理である」と規定されている (301 条(d) (3) (A))。

また、外国の措置等が不合理である場合の例示として、企業設立の機会の侵害、知的財産権の適切な保護の拒否等が挙げられている (301 条(d) (3) (B))。

<国際ルール上の問題点>

1998 年 11 月、EU は、1974 年通商法 304 条等に基づく手続よ、WTO パネルの判断又は WTO 紛争解決機関 (DSB) の承認を経ずに米国政府による一方的な判断又は措置発動を許す余地があるとして米国に対し協議を要請した。協議はまとまらず 1999 年 3 月にはパネルが設置され、我が国は EU 側に立って第三国参加を行った。2000 年 1 月の DSB 会合にて、パネル報告書 (WT/DS152/R) が採択された。

パネルは、1974 年通商法 304 条等に関し、文言自体からは DSU 第 23.2 条に反するおそれがあるが、米大統領が作成した同法に関する解釈指針 (Statement of Administrative Action) や米国政府のパネル会合における声明 (これらの規定を WTO 協定上の義務と整合的に運用するとの声明) を併せ考慮すると、WTO 協定違反とは言えないと判断した。このような判断は、米国がパネル会合において行った声明を将来にわたり遵守することが前提となっている以上、今後の米国による運用を引き続き注視していく必要がある。

<最近の動き>

① 中国の強制的な技術移転等に対する 301 条調査

米国通商代表は、2017 年 8 月 18 日に中国の強制的な技術移転等について 301 条調査を職権開始し、翌年 3 月 22 日、4 つの調査対象 (強制的な技術移転、ライセンス契約等における特定条項の強制、組織的な米国企業の買収、営業秘密の窃取等) に対し、いずれも不合理又は差別的なものであって、米国の商業に負担又は制限となっていると認定した。

これを受け、米国は 2018 年 4 月 3 日に関税賦課の品目候補リストの公表し、同年 7 月 6 日に中国産品に対する追加関税の発動を行った。これに対し、中国は、同年 4 月 4 日、米国の追加関税が GATT の

最恵国待遇義務（GATT 第 1 条第 1 項）等に違反するとして WTO 協定上の協議要請を行うとともに、米国産品に対して追加関税を課すと発表し、同年 7 月 6 日に追加関税を発動した。

その後、米中間で関税の応酬が続いていた中、2020 年 1 月 15 日、米中間で、知的財産の保護、技術移転の禁止、農水産品の貿易障壁の撤廃、金融市場の開放、通貨に関する政策及び透明性、貿易拡大等に関する合意に至った。かかる合意を受けて、米国は一部の追加関税の引下げ及び発動延期を行った。中国は米国の追加関税措置を WTO の紛争解決手続に持ち込んでおり、2020 年 9 月に公表されたパネル報告書では、米国の措置が最恵国待遇義務（GATT 第 1 条第 1 項）及び関税譲許義務（GATT 第 2 条）に違反すると判断された。米国の上訴により、本ケースは現在上級委員会に係属している（本ケースの詳細は第Ⅱ部第 15 章「2. 主要ケース」を参照）。

本件については、2022年5月に対中追加関税措置の終了の可能性を通知したが、当該関税措置の継続の要望を受けて、同年9月、継続を正式に発表した。その後、2022年11月から2023年1月にかけて、2018年7月及び8月に発動した追加関税措置の見直しに向けたパブリックコメントを募集した。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、2020年12月、米国通商代表部は通商法301条に基づく発動済みの対中追加関税について、医療関連製品の99品目を2021年3月まで適用除外にする措置を公表した。当該措置の期間が2度延長された後、米国通商代表部は、2021年11月15日、医療関連製品の99品目全てについて同月30日までの移行期間を設けることを公表するとともに、99品目のうち81品目については追加でさらに2022年5月まで適用除外措置を延長すると発表した。その後 2022年5月、同年11月、2023年2月の3度の延長発表を受けて、本適用除外措置は2023年5月まで延長されている。

② フランスのデジタルサービス税に対する 301 条調査

2019 年 7 月 4 日に仏下院、同月 11 日に仏上院がそれぞれデジタルサービス税を導入する法案を承認し、同月 24 日にマクロン大統領が同法案に署名した。同法案は、EU 域内及びフランス国内で一定額以上の売上げがある企業を対象として、一定の種類のデジタルサ

ービスの提供から生じるフランス国内での売上高の 3% に相当する税を課すものである。このような動きを受けて、米国通商代表は、同年 7 月 10 日に同税に対する 301 条調査の開始を発表し、同年 12 月 2 日に、フランスのデジタルサービス税は米国企業を差別し、租税原則にも反するものであると認定する調査報告書を公表した。

2020 年 1 月に行われた米仏首脳会談において、フランスのデジタル課税の延期、米国の報復関税措置の発動留保、OECD における課税ルールの議論の加速について、両国は合意した。同年 7 月、米国は 2021 年 1 月 6 日から報復関税措置発動を決定したが、当該発動予定日に再び延期（無期限）する旨発表した。同年10月8日、OECDでデジタル化に伴う国際課税制度の見直しについて合意したことを受け、米国通商代表は、同月21日、フランスに対する報復関税措置を終了すると発表した。

③ 10 か国・地域のデジタルサービス税に対する 301 条調査

米国通商代表は、2020 年 1 月 5 日、10 か国・地域（オーストリア、ブラジル、チェコ、EU、インド、インドネシア、イタリア、スペイン、トルコ及び英国）が賦課又は検討しているデジタルサービス税に対する 301 条調査の開始を発表した。

2021 年 1 月 6 日及び同月 14 日に、計 6 か国（オーストリア、インド、イタリア、スペイン、トルコ、及び英国）のデジタルサービス税について、同税が米国企業を差別し、租税原則に反するものであると認定する調査報告書が公表されたが、措置の発動には至っていない。また、同月 13 日には、その他 4 か国・地域（ブラジル、チェコ、EU、インドネシア）のデジタルサービス税についての現状報告を発表し、今後の調査継続について発表した。同年 3 月、米国通商代表は、6 か国に対する報復関税措置を発表したが、発動停止の状態が続いていた。同年 10 月 8 日、OECDでデジタル化に伴う国際課税制度の見直しについて合意したことを受け、米国通商代表は、同月21日、オーストラリア、イタリア、スペイン、及び英国に対する報復関税措置を終了すると発表した。また、米国通商代表は、同年11月22日にトルコとの間で、同月24日にインドとの間で、それぞれデジタル課税に関する合意に基づき、発動の可能性のあった報復関税措置を終了すると発表した。

④ ベトナムの為替操作・違法木材に対する 301 条調査

米国通商代表は、2020年10月2日、入手可能な証拠によるとベトナムの通貨が過小評価されており、ベトナム国家銀行による為替市場への介入が当該過小評価に貢献しているとして、通貨価値に関連するベトナムの政策等に対する301条調査の開始を発表した。また、同日、ベトナムの違法木材の輸入及び使用に関する301条調査の開始も発表した。

2021年1月15日に公表された調査報告書は、通貨価値に関連するベトナムの政策等は、不合理であって米国の商業に負担又は制限をもたらしていると認定した。具体的には、通貨価値に関する政策等が国際貿易における不公正な競争上の利益をもたらしてはならないことは広く受け入れられた規範となっていることを指摘しつつ、ベトナムの通貨の過小評価に貢献している過剰な為替市場への介入等により、米国に輸入されるベトナム産品が実質的に安価になる一方、ベトナムに輸出される米国産品が実質的に高価になり、米国企業の競争力が阻害されているとした。

本件については、米国財務省は、2021年7月28日、ベトナム国家銀行との間で為替政策に関する問題解決に向けた合意に達したため、ベトナム通過に関する301条調査に関し、同銀行による当該合意の履行状況を注視しつつ、当面は貿易措置を取らない旨を発表した。また、同年10月には、米国通商代表は、ベトナム農業農村開発省との間で問題解決に向けた合意に達したため、ベトナム政府による当該合意の履行状況を注視しつつ、当面はベトナムの違法木材の輸入及び使用に関する301条調査を停止すると発表した。

なお、その他の、最近の主な通商法301条に基づく調査開始事例については、2016年版不正貿易報告書147頁を参照されたい。

(2) 1962年通商拡大法第232条

<措置の概要>

米国大統領は、1962年通商拡大法232条(Section 232 of the Trade Expansion Act of 1962)に基づき、輸入製品が米国の国家安全保障に脅威を与える場合、輸入調整等の措置をとることができる。大統領の措置の前提として、商務長官が、対象輸入品による国家安

全保障上の脅威の有無を調査する。商務長官は、当該調査開始から270日以内に、大統領に対し、調査報告を行わなければならない。調査の結果、商務長官が対象輸入品について、米国の国家安全保障への脅威があると判断した場合は、その旨報告し、輸入調整を行うべきかについて勧告する。

大統領は、国家安全保障上の脅威があるとの報告を受けた場合、90日以内に、(i)かかる調査報告に同意するか、及び、(ii)何らかの輸入調整(禁輸、関税引上げ、輸入数量制限、関税割当、輸入を制限するための交渉開始等)を行うか否かを決定する。大統領は、輸入調整の決定後15日以内にこれを実施する。

[調査手続]

商務長官は、(i)関係省庁の長官、利害関係者の申立て又は職権により、対象輸入品による国家安全保障に対する影響について、調査を開始し(232条(b)(1)(A))、(ii)国防長官に対し、即座に調査開始を通知する(同(B))。商務長官は、調査の過程において

(i)国防長官と、本件調査の方法と調査に関連して生じる政策上の問題について協議し、(ii)適切な米国当局者から情報・助言を求め、協議し、(iii)適切であれば、合理的通知を行い、公聴会又はその他の方法で、利害関係者から調査に関する情報又は助言を受ける機会を設ける(同条(2)(A))。商務長官の求めがあった場合、商務長官は調査対象産品の国防上の必要性について意見を出さなければならない(同(B))。

商務長官は、本件調査開始後270日以内に、大統領に対し調査報告書を提出しなければならない。輸入品により国家安全保障を損ねる恐れがあると認定した場合、その旨、大統領に報告しなければならない(同条(3)(A))。機密情報を含まない調査報告書は、連邦官報で公表しなければならない(同(B))。

<国際ルール上の問題点>

米国による1962年通商拡大法232条(国防条項)に基づく、譲許表を超えた関税の引上げはGATT第2条(関税譲許)、禁輸や数量制限はGATT第11条(数量制限)などに不整合となりうる。また、輸出自主規制をとろうとすることも、とることも禁止されている(セーフガード協定第11条)。これに対し、米国は、後述する鉄鋼・アルミの232条措置においても、GATT第21条(安全保障例外)を援用する。なお米国は、第21条(b)項各号のどれによって自国の措置

の正当化をできるのかは明示していない。

米国等は GATT 第 21 条が自己判断的 (self-judging) 条項であるとし、パネルに同条の審査権はないとし、安全保障に関する問題は政治問題であるため WTO における紛争解決手続で解決できない、と主張する。しかし、WTO のパネル判断 (DS512, DS567) でかかる主張は否定されている。

安全保障例外を過度に広範に認めることは、安全保障例外の濫用をまねき、世界貿易を委縮させる懸念があり、世界の関連市場を混乱させ、多角的貿易システム全体に大きな悪影響を及ぼしかねない。

<最近の動き>

トランプ政権下では、8 件の 232 条調査が開始された (①鉄鋼、②アルミ、③自動車・自動車部品、④ウラン、⑤スポンジチタン、⑥変圧器、電気変圧器、変圧レギュレーター及びこれらに使用される薄板及び巻鉄心 (以下「変圧器等」)、⑦バナジウム及び⑧移動式クレーン)。このうち、ウランの輸入については、商務長官が米国の安全保障上の脅威であると判断し、大統領に報告したが、大統領は現時点では同意しないとの声明を発表し、特段の輸入制限措置は取らなかった。バナジウムの輸入については、商務長官が米国の安全保障上の脅威ではないと大統領に報告し、大統領は特段の輸入制限措置はとらなかった。また、移動式クレーンの輸入については、申請者が調査申請を取下げ、終了した。

変圧器等については、商務省の報告書 (勧告) が公表されないまま、2020 年 11 月の米墨間でのモニタリング制度の導入に関する合意発表がなされたのみで、法定の期限内に何ら大統領の決定もなされなかった。その後、2021 年 7 月に商務省の報告書が公表され、商務省が同製品による国家安全保障上の脅威を認定していたことが判明したが、特段措置は講じられていない。

バイデン政権下においても、232 条に基づく鉄鋼・アルミに対する追加関税が維持され、ネオジ

ム磁石についての 232 条が用いられており、今後も 232 条措置の動向について注視する必要がある。

(a) 鉄鋼・アルミに対する 232 条措置

米国は、2017 年 4 月、輸入鉄鋼及び輸入アルミについて、232 条調査を開始した。⁵ 2018 年 1 月、ロス商務長官は、大統領に各調査の報告書を提出し、2018 年 3 月 23 日、米国は、鉄鋼に 25%、アルミに 10% の追加関税の賦課を開始した。さらに、鉄鋼・アルミ製品に対する 232 条措置を発動しているにもかかわらず、川下製品に加工してからの輸入が増え、232 条措置で目的とした、米国内での生産稼働率 80% が実現できていないとして、鉄鋼・アルミそれぞれの派生製品 (鉄鋼の釘、アルミのケーブルなど) についても追加関税賦課を決定した。2020 年 2 月、同率 (鉄鋼 25%、アルミ 10%) での追加関税の賦課が開始された。

ただし、米国内で十分に生産出来ない製品、国家安全保障上の考慮を要する製品については、米国ユーザー等の申請に基づき商務省が措置からの除外を判断している (製品別除外)。また、一部の国は措置から除外されている (国別除外)。豪州は鉄鋼とアルミのいずれについても追加関税から除外されている。韓国 (鉄鋼)、ブラジル (鉄鋼) 及びアルゼンチン (鉄鋼・アルミ) についても関税措置から除外されたが、その代わりとして輸入数量制限が導入された⁶。さらに、2021 年 10 月には、EU からの鉄鋼、アルミに対し、追加関税を一部免除する一定数量の関税割当が代わりに導入されること、派生製品については追加関税を撤廃することが発表され、2022 年 1 月より当該関税割当が運用されている。二次税率として鉄鋼 25%、アルミ 10% の関税が維持されているなど、措置には協定上の疑義がある。

WTO においては、中国、EU、カナダ、メキシコ、ノルウェー、ロシア、トルコ、インド及びスイスはそれぞれ、米国の 232 条措置について協議要請を行い、2018 年 11 月 (インド、スイスについては 12 月)、パネルが設置された。ただし、カナダ及びメキシコは、2019 年 5 月、それぞ

⁵ 調査に至った背景については 2018 年版不正貿易報告書 55 頁を参照。

⁶ 3 月 26 日、韓国産鉄鋼材の対米輸出について、2015 年から 2017 年の年間平均輸出量の 70% の製品特定割当を設定することを条件に、鉄鋼に対する追加関税賦課からの恒久的除外が発表された。他方、豪州、ブラジル、アルゼンチンとの間では「米国の生産能力活用の増加に貢献し、積み替えを防ぎ、輸入の殺到を避ける方法を含む一連の方法に合意」した旨発表されたが、詳細は不明 (4 月 30 日付大統領布告及び 5 月 31 日付大統領布告)。ただし、2020 年 8 月、ブラジル産鉄鋼製品に対する数量制限枠を引き下げる旨発表された。⁷ 米国は、2020 年 8 月 6 日、カナダ産アルミへの 232 追加関税賦課を発表した。また、同月、メキシコ政府との間での、鉄鋼製品の輸入増加への対処についての協議を決着したとして、メキシコ産鉄鋼製品に対する輸出監視強化に関する声明も発表した。

れ米国との間で相互に満足する解決に至ったとして、紛争解決手続を終了した⁷。また、2021年11月、米EUの合意により、両国間での同手続は停止された。残る6件のうち、中国、ノルウェー、スイス、トルコ提訴にかかる4件について、2022年12月にパネル報告書が公表され、米国の232条措置は安全保障例外で正当化されないとの判断が示された。米国は、いずれのパネル報告書に対しても上訴する意向を示している（同4件のパネル判断概要については第II部4章コラムを参照）。

また、EU、中国、インド、ロシア、トルコは、米国の措置は実質的にはセーフガード措置に該当するとして、セーフガード協定第8条に基づく対米対抗措置（リバランス措置。第II部第8章1(2)(i)、同(5)③も参照）を発動した⁸。これに対し、米国は、232条措置は安全保障に基づく措置であり、セーフガード措置ではない、と主張しており、各リバランス発動国に対してWTO協議要請を行った（本件についても2018年11月パネルが設置された。）。なお、EUはリバランス措置を一時停止しており、前述の米EU合意に基づき、2021年11月、両国間のリバランス措置に対するWTO紛争解決手続も停止している。

同盟国である日本からの鉄鋼やアルミの輸入が、米国の安全保障上の脅威となることはないとして、我が国は、米国に対し、累次にわたり懸念を伝えている。同時に、製品別除外プロセスの迅速化、簡素化を図り、産業への影響を極力回避するよう多様なレベルで働きかけを行ってきた。また、他の輸出国と同様、米国の措置は実質的にセーフガード措置に該当するとして、今後リバランス措置をとる権利を留保する旨のWTO通報を行っている（2018年5月）。なお、我が国はシステミックな関心を有するとして米国の232条措置、対米リバランス措置のパネル審理にそれぞれ第三国参加を行っている。

2021年11月、日本産鉄鋼、アルミの232条措置について協議が開始された。2022年2月、米国は日本からの輸入鉄鋼につき一定数量の関税割当を導入し、また派生製品に対する追加関税を撤廃した。鉄鋼の関税割当の二次税率25%は維持されており、アルミについては追加関税10%が維持されるなど、WTO協定上の問題は残る。引き続き協定整合性に疑

義のある232条措置の完全撤廃に向け、働きかけを続けている。

また、2023年2月、ロシアのウクライナ侵攻1周年に合わせて、232条に基づくロシア産アルミの従価税を従前の10%から200%へ引き上げる旨の大統領布告が公表された。これは、ロシア産アルミの国家安全保障に対する引き続きの脅威及びロシアの防衛産業基盤におけるアルミ産業の占める重要性等に鑑みたものである。

(b) 自動車・自動車部品に対する232条措置

米国は、2018年5月、輸入自動車及び自動車部品について、232条調査を開始した。商務長官は、2019年2月、調査報告書を大統領に提出した。同年5月、米国は自動車及び自動車部品の輸入が安全保障上の脅威と認定し、EUや日本などと、脅威に対応するための交渉を指示した。同年11月に交渉期限が到来するも、何ら措置決定はされていない。

我が国は、2018年9月の日米首脳会談で、日米共同声明に基づく協議が行われている間は、本合意の精神に反する行動をとらないこと、すなわち、日本の自動車に対して、232条に基づく追加関税が課されることはないことを確認した。また、2019年9月の日米首脳会談においては、日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定が合意に至ったことを踏まえ、「両協定の誠実な履行がなされている間は、両協定及び本共同声明の精神に反する行動を取らない」旨を日米首脳共同声明で確認し、これは我が国の自動車・自動車部品に対しては、232条に基づく追加関税は課されない趣旨であることを首脳間で確認した。

カナダ及びメキシコは、USMCAのサイドレターで、自動車・自動車部品について一定数量を下回る台数・金額の自動車・自動車部品の対米輸出については、232条を適用しない旨、米国との間でそれぞれ合意している。前述の通り、WTO協定上、輸出自主規制をとろうとすることも、とることも禁止されている（セーフガード協定第11条）ほか、関税割当等WTO協定上認められる場合を除き、数量制限は一般的に禁止されている（GATT第11条）。特定の輸出台数・金額を明示して232条措置からの除外を合意する手法は、上記協定との整合性が問題とされよう。

⁷ 米国は、2020年8月6日、カナダ産アルミへの232追加関税賦課を発表した。また、同月、メキシコ政府との間での、鉄鋼製品の輸入増加への対処についての協議を決着したとして、メキシコ産鉄鋼製品に対する輸出監視強化に関する声明も発表した。

⁸ このほか、カナダ・メキシコも米国製品の輸入に対する追加関税賦課を行っているが、両国はこれをNAFTAのリバランス条項に基づく措置としている。

同盟国である日本からの自動車及び自動車部品の輸入は、米国の安全保障上の脅威となることはない。むしろ、米国産業・雇用に多大な貢献をしている。また、我が国は、自由で公正な貿易を歪曲する管理貿易につながりかねない措置については反対し、いかなる貿易上の措置も WTO 協定に整合的であるべきとの立場に基づき、様々な機会を通じ働きかけを行っている。

また、米国、メキシコ及びカナダには自動車メーカー等数多くの日本企業が進出し、USMCA を活用した企業活動を行っているところ、これらの企業への影響などもかんがみ、USMCA のサイドレターに関して、今後の動向についても引き続き注視している。

(c) スポンジチタンに対する 232 条措置

米国は、2019 年 2 月、スポンジチタンについて 232 条調査を開始し、2019 年 11 月、商務省が、スポンジチタンの安全保障上の脅威を認定し、輸入調整以外の措置をとるよう大統領に勧告した。大統領は、2020 年 2 月 27 日、スポンジチタンの輸入による国家安全保障上の脅威があるとする商務省の認定に同意したが、輸入調整（追加関税等）は行わないことを決定した。ただし、国防省、商務省に対し、作業部会（ワーキンググループ）を立ち上げ、輸入の約94%を占める日本との間で協議を実施し、米国の緊急事態に国防・重要産業にスポンジチタンを用いることができるよう、製品へのアクセス確保のための措置に合意するよう指示している。

米国が輸入するスポンジチタンの大半が日本からの輸入品であるが、同盟国である日本からの輸入が、米国の国家安全保障上の脅威となることはない。むしろ品質管理が行き届いた信頼性の高い日本からのスポンジチタンの輸入は、米国国内の供給不足を日本からの輸出が充足し、まさに米国の国家安全保障を支える素材となっている。今後の協議で合意される措置も WTO 協定整合的であるべきである。我が国は、米国に対し、上記の立場に基づき、様々な機会を通じ働きかけを行っている。

(d) ネオジム磁石に対する232条に関連する動きについて

米国は、2021年6月、サプライチェーン100日報告書においてネオジム磁石防衛・民間双方における重要性を指摘していたところ、同年9月、同磁石の232条調査を開始し、2022年6月に、同磁石の輸入量及びその状況が米国の安全保障上の脅威となるとの

232条調査結果を大統領に報告した。同年9月、大統領は同製品に対する措置を決定した。関税引き上げ等の措置は取らなかったが、同製品に対する国内生産強化、国際協力及び研究開発等の支援に取り組む旨が決定された。なお、日本製のネオジム磁石は、米国のサプライチェーン強靱化に貢献してきたものであり、同盟国である日本からの輸入が米国の国家安全保障上の脅威となることはない。

(3) スペシャル 301 条 (1988 年包括通商競争力法第 1303 条によって改正された 1974 年通商法 182 条)

<措置の概要>

スペシャル 301 条は、1988 年包括通商競争力法 (Omnibus Foreign Trade and Competitiveness Act of 1988) 第 1303 条により 1974 年通商法 182 条が改正されて導入されたプロセスである。現在、USTR は、1974 年通商法 182 条に基づき、貿易障壁年次報告書

(annual National Trade Estimate Report) の提出後 30 日以内に提出する報告書において、知的財産の十分かつ効果的な保護を否定する国、又は知的財産に依拠した米国人の公正かつ公平な市場アクセスを否定する国を「優先国」(priority foreign countries) として特定することとしている。USTR は、当該特定から 30 日以内に調査及び当該「優先国」との協議を開始し (1974 年通商法 302 条(b)(2)(A)、303 条)、紛争

解決手続終了から 30 日以内又は調査開始から 6 か月以内に対抗措置の原因となる行為等の存否及び採るべき措置の内容を決定しなければならない (304 条(a)(3))。

USTR は、スペシャル 301 条のプロセスを促進するため、優先監視リスト (Priority Watch List) 及び監視リスト (Watch List) を作成している。

<国際ルール上の問題点>

1974 年通商法 301 条に関する手続と同様の懸念がある。

<最近の動き>

2022 年 4 月に USTR より公表された「2022 年スペシャル 301 条報告書」(2022 Special 301 Report) は、中国、インドネシア、インド、ロシア、アルゼンチン、チリ、及びベネズエラの 7 カ国を「優先監視国」とし

て掲載し、タイ、ベトナム、パキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン、アルジェリア、エジプト、トルコ、バルバトス、ボリビア、ブラジル、カナダ、コロンビア、ドミニカ共和国、エクアドル、グアテマラ、メキシコ、パラグアイ、ペルー及びトリニダード・トバゴの20カ国を「監視国」として掲載している。

(4) 再輸出管理制度

<措置の概要>

米国の輸出管理制度は、一定の条件を満たせば米国外からの輸出（再輸出）にも適用される。対象となる品目は、①米国原産品目（貨物、ソフトウェア、技術）、②米国原産比率が25%（テロ支援国家等が仕向け先の場合は10%）を超える外国製品、③一定分野の米国原産ソフトウェア・技術から直接製造された外国製品、④一定分野の米国原産のソフトウェア、技術を主要部分とするプラントから直接製造された外国製品等であり、これらを輸出する場合は、米国外からの輸出であっても米国政府の許可が必要となる。なお、Entity List（米国の安全保障・外交政策上の利益に反する外国の主体のリスト）に掲載された主体向けの再輸出についても適用される。

我が国を含め、輸出管理に関する各種国際レジームに参加し十分に実効的な輸出管理を実施している国からの輸出について、米国の規制とあわせ二重の規制を課す事は不必要であり、輸出者に過剰な負担を強いることとなる。加えて、米国の輸出者から日本の輸入者に対し輸出品目に関する十分な情報（輸出管理品目番号（ECCN）等）を提供することが義務づけられていないため、輸入者が第三国に再輸出する際の品目の特定や規制の該非判断が困難となり、適切な輸出管理のためのプロセスが阻害される懸念がある。

<国際ルール上の問題点>

米国の再輸出管理制度の適用範囲は非常に広範であり、米国が制裁対象とする国や企業と取引を行うか否かは、基本的には各事業者及び当該事業者が所在する国の判断に委ねられるべき問題であり、米国が自国領域を越えてかかる判断に規律を及ぼそうとすることは、一般国際法上許容されない管轄権行使となる恐れがある。

<最近の動き>

2018年8月に成立した輸出管理改革法（ECRA：Export Control Reform Act）において、規制対象技術に新興・基盤技術（emerging and foundational technology）の追加を検討することが盛り込まれた。これらの技術について具体的な定義を明確化する規則が施行予定であるものの、現時点では公表されていない。ただし、既に37品目の新興・基盤技術が規制の対象となっており、パブリックコメントが既に実施された。2020年1月には、商務省が例示した新興技術14分野のうち、地理空間画像分析の自動化ソフトウェア（AI関連）に関する独自規制が暫定導入された。2020年10月にはワッセナー・アレンジメント（Wassenaar Arrangement）の2019年12月本会議において合意されたエマージング技術につき、その輸出管理を履行するため、EAR及び規制品目リスト（Commerce Control List）を改定する最終規則を施行した。

また、2022年10月7日、BISは、中国に対する輸出に関して、①一定の半導体製造装置、並びに②一定の先端コンピューティングチップ及びこれを組み込んだコンピューター並びにこれらに関連する技術及びソフトウェアを規制品目リストに追加し、①を同日に、②を同年同月21日に施行した。さらに、2022年10月7日、BISは、反テロリズムを根拠とする輸出規制に関して、より低いレベルのコンピューティング集積回路及びこれを組み込んだコンピューター並びにこれらに関連する技術及びソフトウェアを規制品目リストに追加し、同年同月21日に施行した。

近年、米中両国による技術を巡る覇権争いが激化する中、中国の軍民融合戦略への関与が疑われる中国企業等に対する輸出管理が強化されている。また、新疆ウイグル自治区等での人権抑圧を理由とする輸出管理強化措置も取られている。

2019年5月、BISはHuawei社をEntity Listに追加し、同社を仕向け先とする米国原産比率25%超の輸出・再輸出等（※2020年8月、Entity List掲載主体が購入者・中間荷受人・最終荷受人・エンドユーザーとして関与する場合も規制対象になった）が原則不許可となった。2020年5月及び8月には、直接製品規則（FDPR：Foreign Direct Product Rule）を改正し、規制対象となる仕向け先や品目を拡大させた。具体的には、対象仕向け先が旧共産圏諸国やテロ支援国家等の懸念国から貿易管理上のホワイト国を含む全ての国・地域に拡大し、該当品目は国家安全保障理由で規制される品目からリスト規制非該当品（米国原産の技

術やソフトウェアを用いて他社が設計・開発する半導体チップ等)にまで拡大した。また、同年8月のFDPR改正によって、Entity Listに掲載されているHuawei社及びその関連企業(以下「Huawei等」)がサプライチェーンに関与している場合、すなわちHuawei等が購入者・中間荷受人・最終荷受人・エンドユーザーのいずれかであることを輸出者等が知り又は知りうる場合、第三国からの再輸出等が原則不許可となった。これにより、米国原産技術・ソフトウェアを用いて直接製造された半導体チップ等の第三国からの輸出が事実上禁止された。また、2022年10月7日、Huawei社に対する上記直接製品規制に加え、以下の3種類の直接製品規制を新設し、同年同月21日に施行した。

第1に、2020年8月の改正によるHuawei向け直接製品規制と同様の規制を、先端コンピューティング又はスーパーコンピューターに関連する28の中国企業等にも導入した。

第2に、①一定の米国原産の技術又はソフトウェアを用いて米国外で製造された直接製品が、②一定の先端コンピューティングに関連する製品であって、③中国向けであること若しくはEAR99に該当しない中国向けコンピューター、部品等に組み込まれること、又はマスク、半導体のウェハー若しくは半導体のダイ(die)のために中国に本店を置く企業によって開発された技術であることを認識し又は認識しうるとき、当該直接製品の輸出、再輸出及び同一国内移転を許可制とした。

第3に、①一定の米国原産の技術又はソフトウェアを用いて米国外で製造された直接製品が、②(i)中国向けのスーパーコンピューターの開発、製造若しくは修理等の用に供されること又は(ii)中国向けのスーパーコンピューターの部品等に組み込まれ若しくは部品等の開発若しくは製造の用に供されることを認識し又は認識しうるとき、当該直接製品の輸出、再輸出及び同一国内移転を許可制とした。

2020年6月には、中国を対象に通常兵器キャッチオール規制を強化し、9月には、中国半導体製造大手のSMICについて、同社の一部取引先企業に軍事利用(Military End-Use)のリスクを通知(インフォーム)して、キャッチオール規制対象に追加した。12月には航空・電子・素材等中国企業58社を含むミリタリーエンドユーザーリスト(MEUL: Military End User List)を策定し、キャッチオール規制の対象

とした。2021年1月には国有企業であるスカイリゾンが同リストに追加されている。さらに、2020年12月、軍民融合戦略への関与等を理由に半導体製造大手のSMIC、ハイテク監視技術等を用いた人権抑圧への加担等を理由にドローン製造大手のDJIをEntity Listに追加した。同月、中国本土と比較して幅広い許可例外等輸出管理上の優遇を受けていた香港の地位を見直し、全て中国本土と同一化する旨を発表した。2022年2月、ロシアによるウクライナ侵攻に対する制裁措置として、ロシア軍に関連するエンドユーザー49社をエンティティ・リストに追加し、その後も随時ロシアの法人をエンティティ・リストに追加している。

また、2022年10月には、31の中国企業等を未検証エンドユーザーリスト(Unverified List)に追加した。未検証エンドユーザーリスト掲載者に対するEAR対象品目の輸出等は、許可例外の適用を受けられず、輸出等の許可が不要な場合でも未検証エンドユーザーリスト掲載者から供述書(UVL statement)を取得する必要があるといった規制が適用される。なお、未検証エンドユーザーリスト掲載者の所属国政府が米国当局による調査への協力を拒否した場合、エンティティ・リストにも追加される可能性がある

こうした米国独自の輸出管理強化措置は再輸出についても適用され、日本企業の事業環境を不安定化させビジネスの予見可能性を阻害しうる。実際に、米中の輸出管理域外適用については、2020年10月、産業界10団体の連名で、米中による輸出管理措置の応酬について政府レベルでの対応を求める要望書が経済産業省に提出された。

米国の再輸出管理制度については、企業活動や研究活動等を不当に阻害することのないよう、慎重に産業界や学術界の意見が取り入れられる必要がある。また、日本をはじめ国際輸出管理レジームに参加し、十分に実効的な輸出管理を実施している同盟国・パートナーに対しては、事前の調整や通知を行うことで、不当な措置を抑制するとともに、措置を実施する場合であっても予見可能性が確保され、関係国間のレベルプレイングフィールドが確保される必要がある。

その他

酒類容器の容量規制

<措置の概要、懸念点>

米国で流通可能な蒸留酒及びワインの容量は、1,000ml、750ml、375ml 等に限定されており、我が国で伝統的に使用されている一升瓶（1,800ml）や四合瓶（720ml）等の容量では米国に対して蒸留酒及びワインを輸出できない状況となっていた。

この点、日米貿易協定署名時（2019年10月）に、米国財務省が蒸留酒及びワインの容量規制を緩和する連邦規則の改正案について、最終的な措置をとることを約束する書簡が、日米政府間で交換されており（2020年1月1日発効）、蒸留酒については、2020年12月に連邦規則が改正され、日本側が求めていた容量（700ml、720ml、900ml、1,800ml）は現在流通可能となっている。

<最近の動き>

2022年5月、米国財務省は、ワインの容量規制を緩和する連邦規則の改正案を公表し、パブリックコメントを実施した（2022年7月まで）。連邦規則の改正が実施されるかどうか、引き続き注視していく